

入間市障がい者福祉プラン

令和9～11 年度

(第7期) 入間市障害者計画

(第7期) 入間市障害福祉計画

(第3期) 入間市障害児福祉計画

～ サブタイトル ～

令和9年3月

入 間 市

はじめに

市長あいさつ

★「障害」の害のひらがな表記について

「障害」の「害」の字には、「悪くすること」、「わざわざ」等の否定的な意味があり、「障がい」は、本人の意思ではない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がい者を表すときに「害」を用いることは好ましくないものと考えます。

そこで、本プランでは、ノーマライゼーションの社会をめざしていく上で、障がいのある方に対する差別や偏見を無くし、障がい者に対する理解を深める等、市民啓発の観点から、「障害」の「害」の字をひらがなとします。

ただし、法令や条例等に基づく制度や施設名等の固有名詞については、そこで使用されている表記を用いることとします。

★サブタイトル「 」について

サブタイトルについての
説明

入間市障害者福祉審議会委員一同

目 次

第1部 総論	1
第1章 プランの概要	2
1 新たなプランの策定にあたって	2
2 プランの性格	4
3 プランの期間	6
4 プランの策定体制	6
第2章 入間市における障がい者等の現状	7
1 身体障がい者	7
2 知的障がい者	8
3 精神障がい者	9
4 難病のある方	10
第2部 入間市障害者計画	11
第1章 基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 基本方針	13
第2章 施策展開	15
基本方針1 健康と暮らしをまもる施策	15
基本方針2 地域で暮らしていくための支援	23
基本方針3 障がい児とその家族への支援	30
基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり	35
基本方針5 権利擁護	41
第3部 入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画	47
第1章 障がい福祉サービス	48
1 障がい者（児）を対象としたサービス	48
2 障がい児を対象としたサービス	49
第2章 令和11年度における目標値	50
1 施設入所者の地域生活への移行	50
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	51
3 地域生活支援の充実	52
4 福祉施設から一般就労への移行等	53
5 障がい児支援の提供体制の整備等	55
6 相談支援体制の充実・強化等	56
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	57

第3章 障がい福祉サービスの見込み	58
1 訪問系サービス	58
2 日中活動系サービス	59
3 居住系サービス等	61
4 相談支援	62
第4章 障がい児福祉サービスの見込み	63
1 障がい児通所支援	63
2 障がい児相談支援	64
3 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	65
第5章 地域生活支援事業の見込み	66
1 理解促進研修・啓発事業	66
2 自発的活動支援事業	67
3 相談支援事業	67
4 成年後見制度利用支援事業	68
5 成年後見制度法人後見支援事業	68
6 意思疎通支援事業	69
7 日常生活用具給付事業	70
8 移動支援事業	71
9 地域活動支援センター事業	72
10 その他の事業（任意事業）	73
第6章 その他の見込み	75
1 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	75
2 発達障がい者等に対する支援	76
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
4 相談支援体制の充実・強化のための取組	77
5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	77
第4部 計画の推進に向けて	79
1 推進体制	80
2 進行管理	81
第5部 資料編	83
1 入間市障害者福祉審議会条例	84
2 入間市障害者福祉審議会委員名簿	86
3 入間市障がい者福祉プラン策定の経過（概要）	87
4 諮問書	88
5 答申書	89
6 用語集	90

第1部 総論

第1章 プランの概要

1 新たなプランの策定にあたって

(1) 障がい者施策に関する近年の動向について

前プランである『入間市障がい者福祉プラン（令和6～8年度）』が策定された令和6年3月以降、障がい者関連施策に関しては以下のような動きがありました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（障害者総合支援法）の施行

令和4年12月に改正された障害者総合支援法が令和6年4月に施行され、障がい者等が希望する生活の実現のため、「就労選択支援」の創設、地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）

令和3年5月に改正された障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、これまで努力義務であった事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づく法定雇用率の引上げ

令和4年12月の改正に基づき、民間企業の法定雇用率は令和6年4月に2.3%から2.5%に引き上げられ、令和8年7月にはさらに2.7%に引き上げられました。あわせて、雇用義務が生じる対象事業主の範囲も段階的に拡大されています。

○児童福祉法の改正

令和7年4月に児童福祉法が改正（同年10月1日施行）され、都道府県等による保育士・保育所支援センターの業務の法定化のほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設など、児童虐待防止対策の強化が図られました。

○手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の施行

令和7年6月に手話施策推進法が成立・施行されました。手話を必要とする方にとって、手話が日常生活および社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることを明確にし、手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展、国民の理解と関心の増進に取り組むことが国および地方公共団体の責務とされました。

○高次脳機能障害者支援法の施行

令和7年12月に高次脳機能障害者支援法が成立し、令和8年4月に施行されました。高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立および社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域においても、医療・リハビリテーションから生活支援、社会参加支援まで、あらゆる段階で切れ目なく受けられるようにすることを目的としています。

(2) 障がい者施策に関する本市の動向について

前プランである『入間市障がい者福祉プラン（令和6～8年度）』が策定された令和6年3月以降、障がい者施策に関しては以下のような動きがありました。



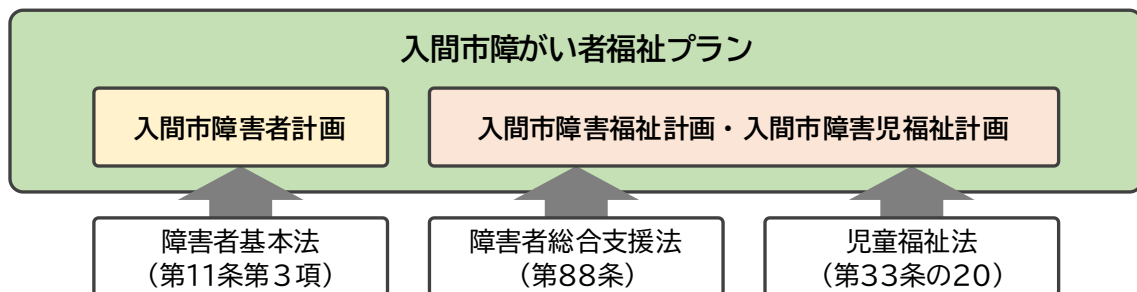
2 プランの性格

(1) プランの位置付け

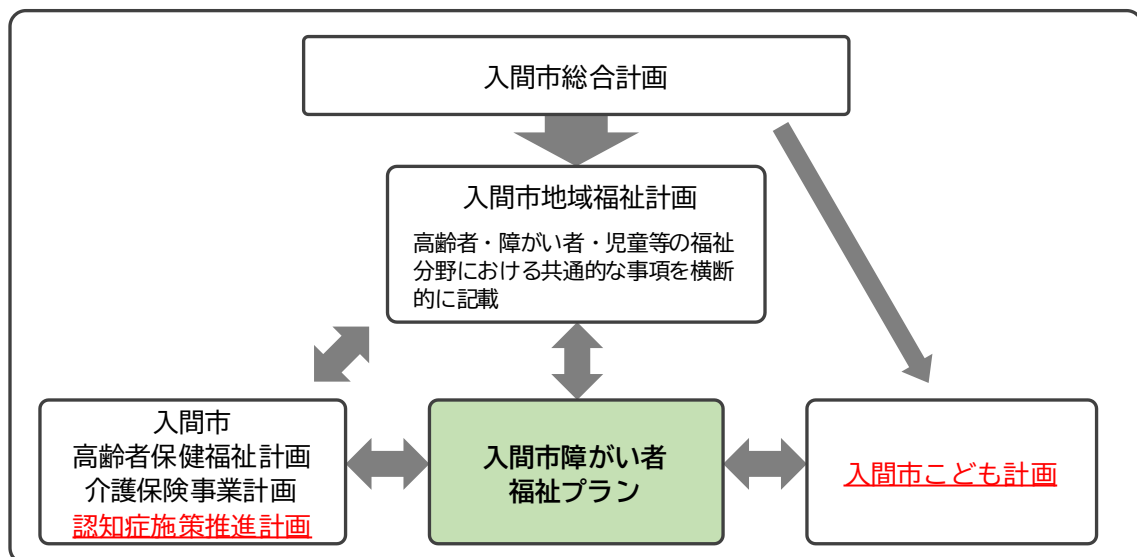
本プランは、障害者基本法第11条第3項に定められた「障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定められた「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に定められた「障害児福祉計画」として位置付けられるものです。

また、国の障害者基本計画（第5次）および県の第8期埼玉県障害者支援計画を基として、第7次入間市総合計画、元気ないるま福祉プラン（入間市地域福祉計画）、入間市こども計画等との整合性を図りつつ、入間市の障がい者施策の基本方針、施策の方向性を示すものです。

■プランの位置付け



【市のお計画との関係】



(2) SDGsとの関係

2015年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

本市は、2030年のSDGs達成に向けて、「Well-being：幸せを実感できる」をキーワードに地域資源を生かした取組を進める提案を行い、令和4年度SDGs未来都市（SDGsを推進するため、他自治体のモデルとなるような先進的な取組を進める都市・地域が選定されるもの）に選定されました。令和7年3月には「第2期SDGs未来都市計画（2025～2027）」を策定し、経済・社会・環境の三側面から、地域資源を生かした持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、これまで社会保障・社会福祉が進めてきた歩みや地域共生社会の実現につながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

■プランに関連するSDGs

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長および全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する

参考資料：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

3 プランの期間

本プランは、第7期入間市障害者計画・第7期入間市障害福祉計画・第3期入間市障害児福祉計画の見直しを行い策定したもので、計画期間は令和9年度から令和11年度の3年間とします。

また、本プランの最終年度にあたる令和11年度には、次のプランの策定に向けた見直しを行います。

■計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
前プラン			本プラン		
見直し			見直し		



4 プランの策定体制

(1) 入間市障害者福祉審議会・部会の開催

知識経験者、障がい福祉関係団体、公募委員など、幅広い分野で構成される障害者福祉審議会に3つの部会（地域部会・子ども部会・啓発部会）を設置し、各分野の研究、協議の後、本計画の策定に関する全体協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障がい者の意見や要望を把握し、計画に反映することを目的として令和7年度にアンケート調査を実施しました。

(3) 障がい福祉関係識見者からの意見の聴取・反映

入間市障害者自立支援協議会や入間市障害者就労支援センターりぼんからの意見を聴きとり、本プランに反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を策定し、計画策定に当たっての意見および情報を令和8年11月から12月に、広く市民から募集しました。

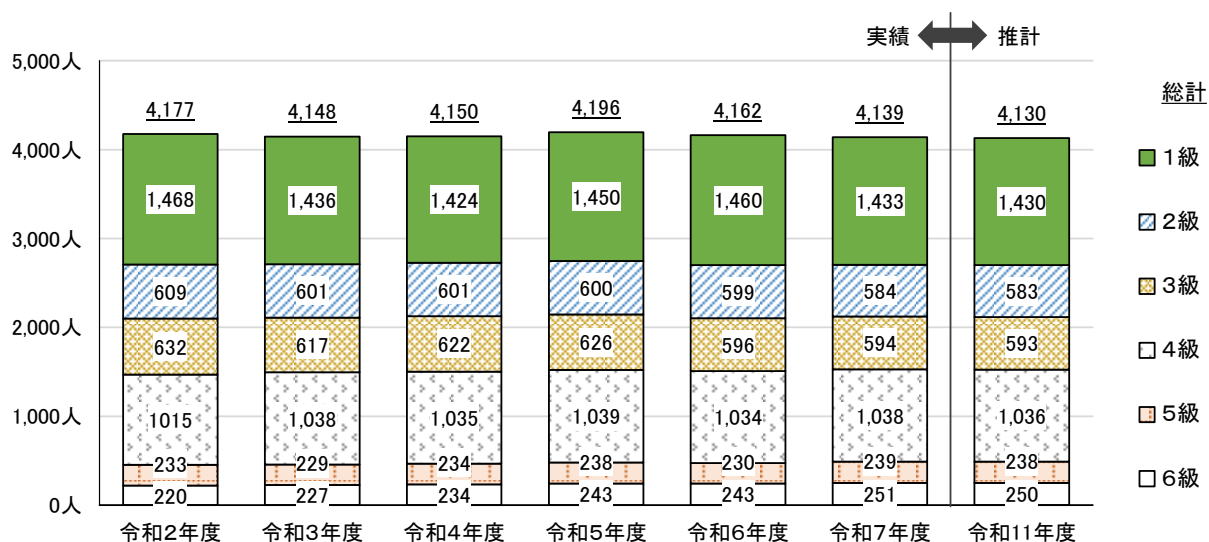
第2章 入間市における障がい者等の現状

1 身体障がい者

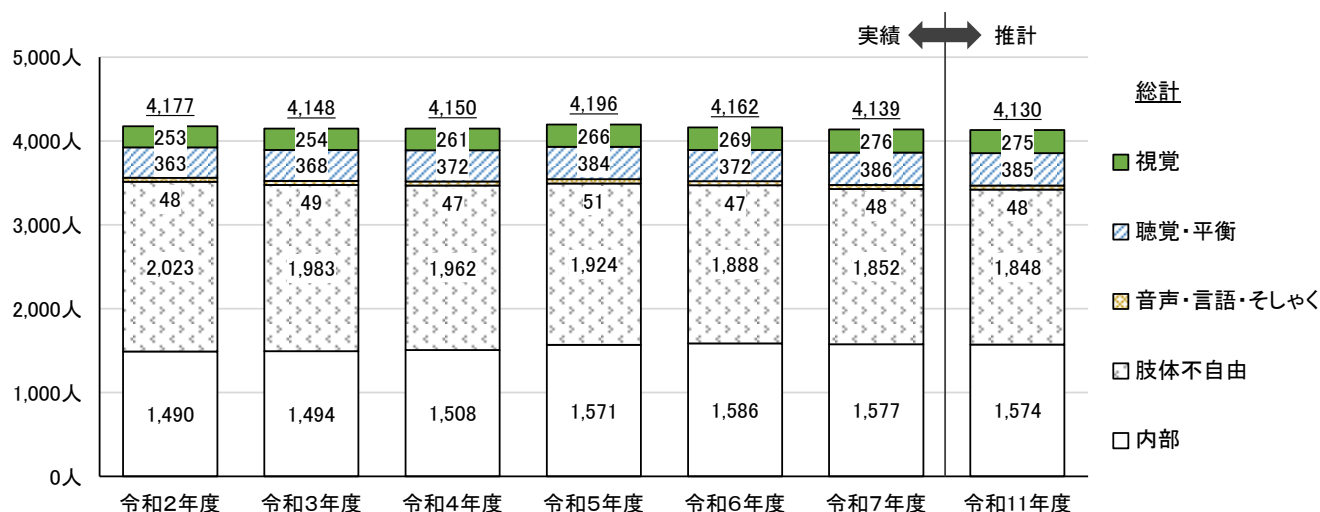
身体障害者手帳所持者数は、令和7年度末で4,139人となっています。近年は、増減を繰り返しながらも、令和11年度末には4,130人になることが推計されます。

障がいの等級別にみると、1・2級の占める割合が全体の5割弱を占めており、2人に1人が重度障がい者であることがわかります。また、障がいの種類別にみると、肢体不自由が5割弱を占めています。内部障がい（心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能）は増加し、令和11年度では4割弱となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）



■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）



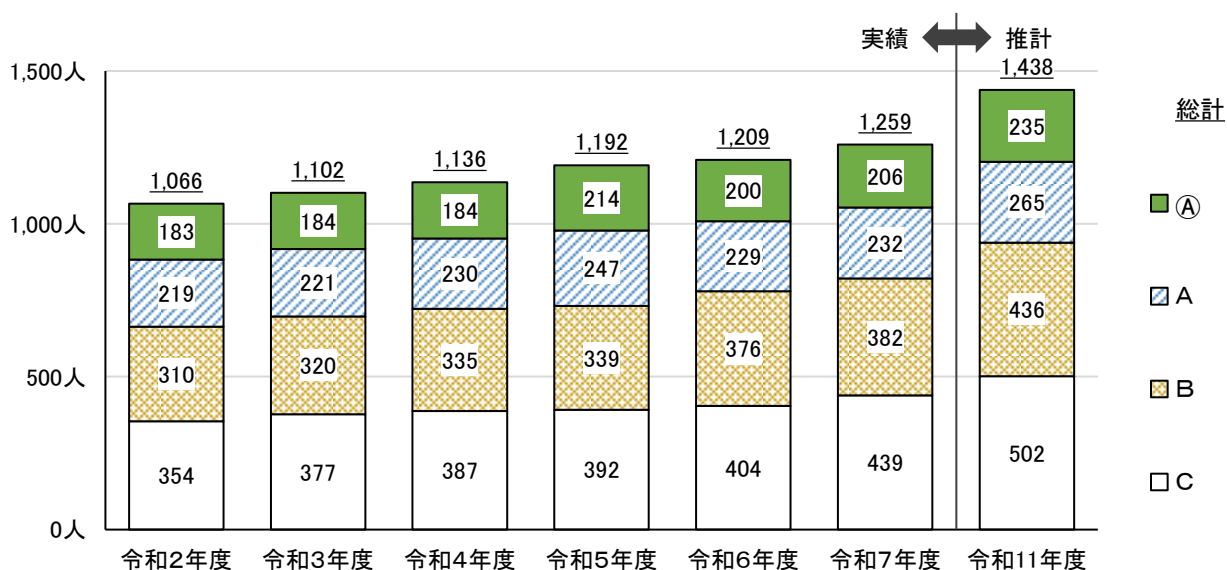
資料：入間市（各年度末現在・令和11年度は実績の増減率から推計）

2 知的障がい者

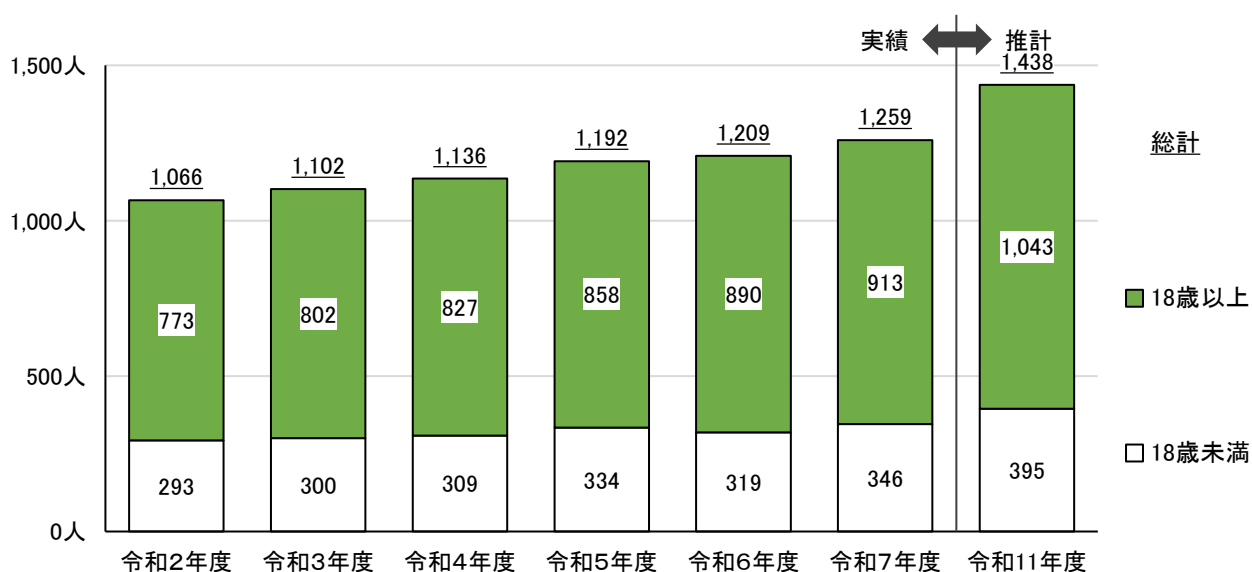
療育手帳の所持者数は、令和7年度末で1,259人となっています。近年、増加傾向が続いており、1年に約40人のペースで増加しています。令和11年度末には、1,438人になることが推計されます。

障がいの程度別にみると、最重度（**㊤**）から軽度（**C**）にかけて構成比と増加率がともに高くなっています。また、年齢別にみると、18歳以上が約**7割**となっています。

■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



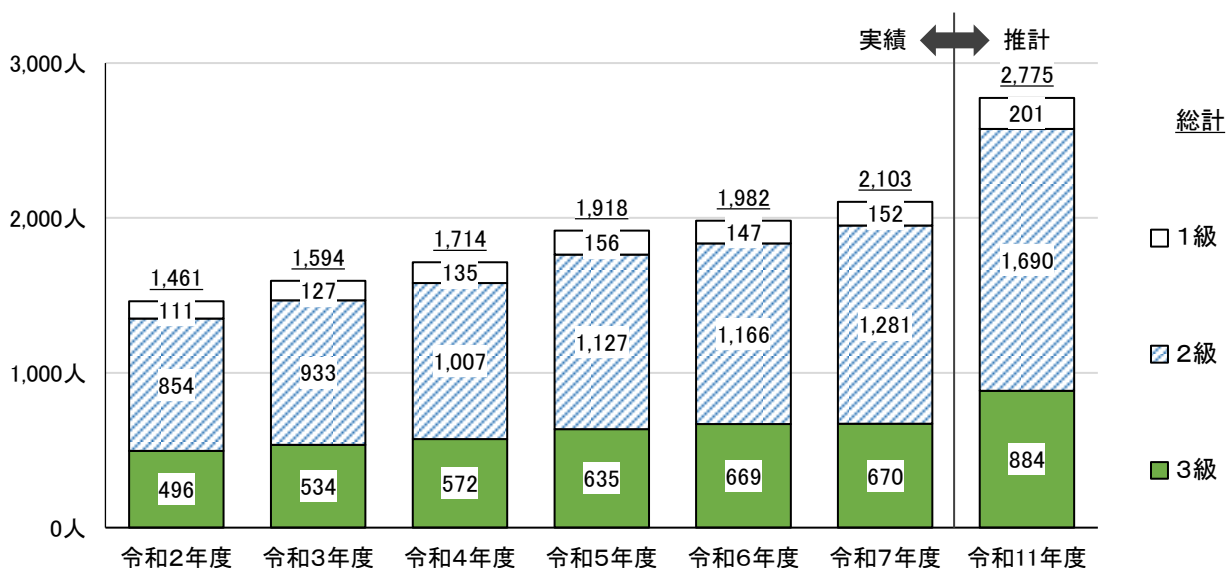
資料：入間市（各年度末現在・令和11年度は実績の増減率から推計）

3 精神障がい者

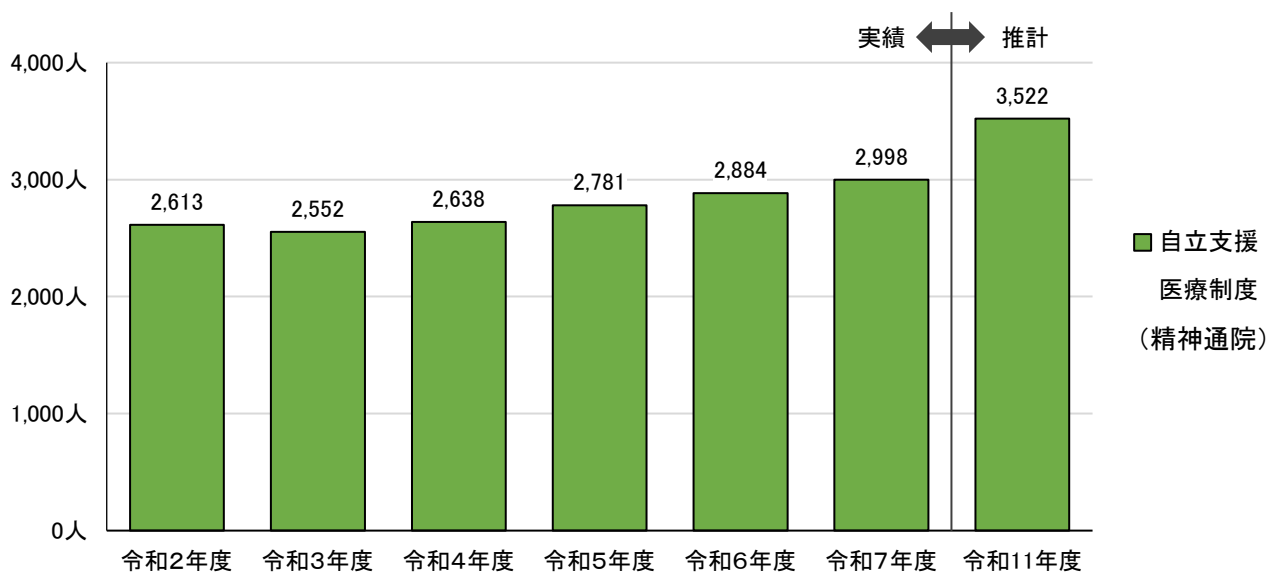
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年度末で2,103人となっています。統合失調症や認知症、うつ病等の増加、発達障がいや高次脳機能障がい等により手帳の取得が進み、増加傾向が続いており、この傾向が続くと令和11年度では2,775人になると推計されます。

また、精神障がい者の通院医療には、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院）が適用されています。利用者は、令和7年度末で2,998人となっています。令和11年度末には3,522人になることが推計されます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障がい等級別）



■自立支援医療制度（精神通院）利用者数の推移

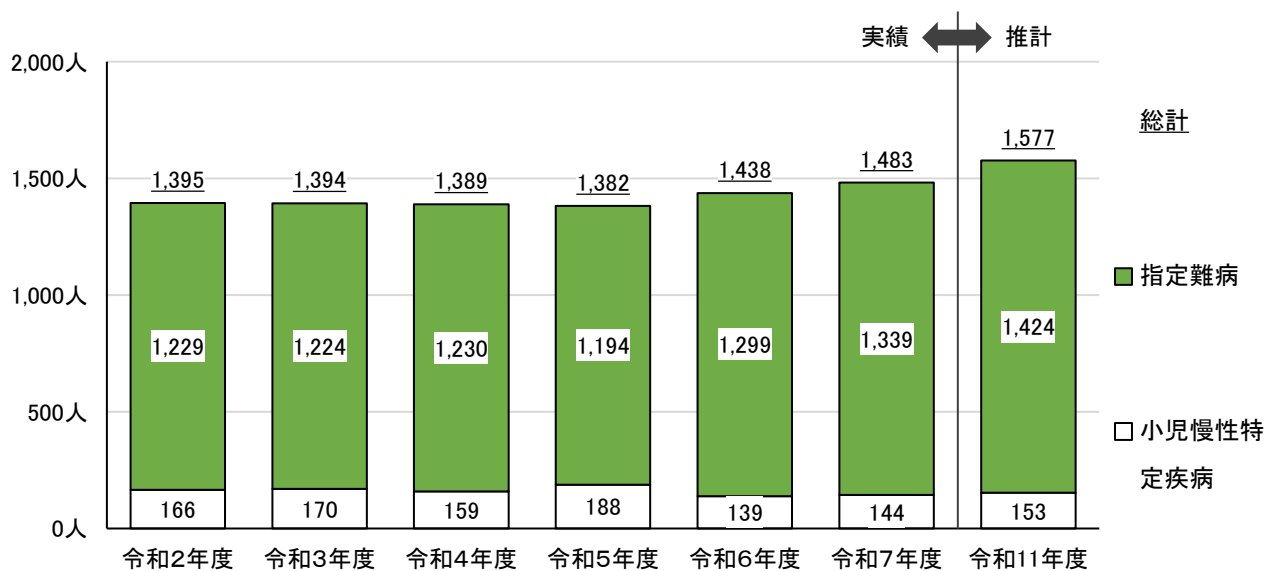


資料：入間市（各年度末現在・令和11年度は実績の増減率から推計）

4 難病のある方

指定難病医療給付の受給者数は、令和7年度末で1,483人となっています。また、小児慢性特定疾病医療給付の受給者数は、令和7年度末で144人となっています。令和11年度には合計で1,577人になることが推計されます。

■難病のある方の数の推移（指定難病・小児慢性特定疾病）



資料：入間市（各年度末現在・令和11年度は実績の増減率から推計）

第2部 入間市障害者計画

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、国や県の障がい者に関する計画や、これまでに入間市が策定してきた障害者計画・障害福祉計画を継承しつつ、平成26年1月に障害者権利条約が批准され、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、以下の3点を基本理念としました。

(1) 共生社会の実現

障がいのある人も障がいのない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を推進します。

(2) 障がい者の意思決定支援の推進

障がい者の基本的人権を尊重し、障がい者の意思決定を支援する施策を推進します。

(3) 共に暮らし、学び、成長できる地域づくり

障がいのある子も障がいのない子も、地域で共に暮らし、共に学び、共に成長していくことができるように保育・教育の環境を整備する施策および家庭を支援する施策を推進します。

2 基本方針

【基本方針1】健康と暮らしをまもる施策

障がい者が、健康で安心して生活が営める福祉のまちをめざします。
また、保健、医療、福祉、各分野間の連携を図り、障がい者への切れ目のない支援をめざします。

◇関連する SDGs◇



重点課題（1）全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築

○施策 1 地域生活支援の充実を図る

重点課題（2）地域で安心できる暮らしの支援

○施策 2 いざという時のための支援体制をつくる

○施策 3 災害時に安心して避難生活を送るために

【基本方針2】地域で暮らしていくための支援

障がい者が、地域において自立した生活ができるよう、自己決定と自己選択を支える相談支援（ケアマネジメント）体制の充実を図るとともに就労相談、職場実習、職場定着支援など就労支援の充実をめざします。

◇関連する SDGs◇



重点課題（3）相談支援の充実

○施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

○施策 5 障がい児相談支援の実施

重点課題（4）はたらく支援の充実

○施策 6 はたらくを支援する

【基本方針3】障がい児とその家族への支援

障がい児の成長・発達に応じた乳幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した地域支援体制について充実を図ります。

また、共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもの頃から共に学び共に育つことのできる保育・教育・福祉を進めます。

◇関連する SDGs◇



重点課題（5）障がい児とその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の充実

- 施策 7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る
- 施策 8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育・福祉に取り組む

【基本方針4】生き生き暮らせるまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、だれもが社会の一員として、分け隔てなくつながり支えあうことができ、元気に生き生きと暮らすことができる社会をめざします。

◇関連する SDGs◇



重点課題（6）障がい者への理解促進とボランティア活動の推進

- 施策 9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために
- 施策 10 福祉ボランティア活動を支援する

重点課題（7）社会参加への支援

- 施策 11 障がい者の社会参加への支援

重点課題（8）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 施策 12 だれもが安心して使いやすい施設とするために

【基本方針5】権利擁護

障がい者が障がいを理由に不利益な扱いを受けることのないよう、権利を擁護し、意思決定を支援する施策を進めます。

◇関連する SDGs◇



重点課題（9）権利擁護の推進

- 施策 13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進
- 施策 14 障がい者の権利をまもる

第2章 施策展開

基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

重点課題（1）全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築」を重点課題（1）とし、「施策1 地域生活支援の充実を図る」に取り組みました。

施策1として、地域リハビリテーションの充実や、精神保健福祉医療地域連携会議における事例検討などを通して、保健・医療・福祉関係機関の情報共有と連携強化に努めました。これにより、地域の支援者同士の顔の見える関係づくりが進み、共通理解が深まるなど、連携体制の強化につながりました。

精神保健福祉士等の専門職が担当地区を訪問することにより、地域の実情に合わせた支援を行うことができました。また、円滑な情報共有や支援機関との調整などを通じて、伴走的な地域移行・定着支援を推進しました。

○アンケート調査の結果から

施設や病院で生活している人が将来生活したい場所（16頁・図1）として、全体の24.3%が地域での生活（家族と一緒に生活したい＋グループホームなどを利用したい＋地域で一人暮らしをしたい）を望んでおり、特に難病の方では40.0%を占めています。

そのために必要な支援（16頁・図2）は、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「経済的な負担の軽減」などが多くなっています。

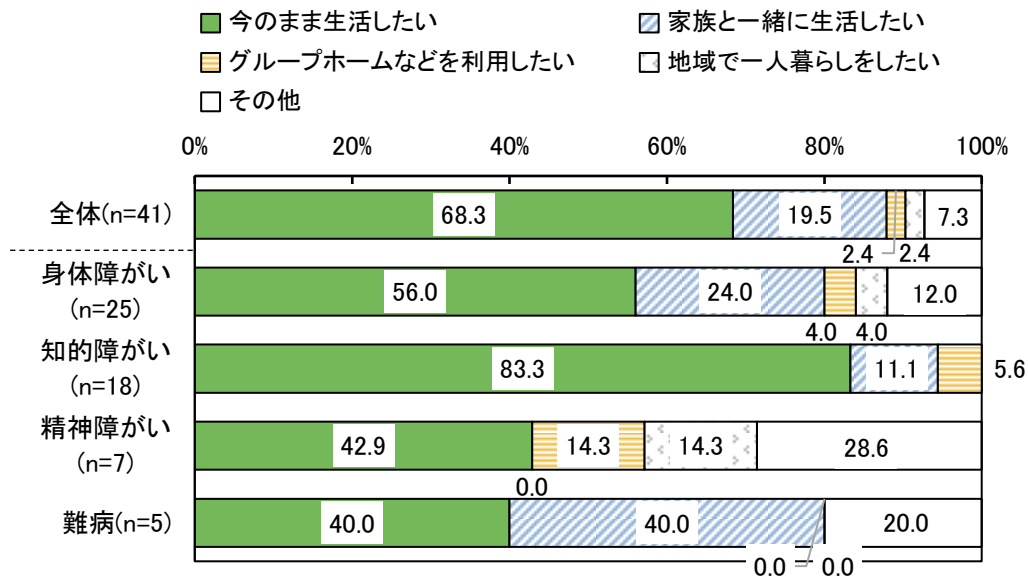
○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者を取り巻く環境の変化やニーズの多様化により、分野を超えた他機関、多職種などによる重層的な連携・支援体制が求められています。

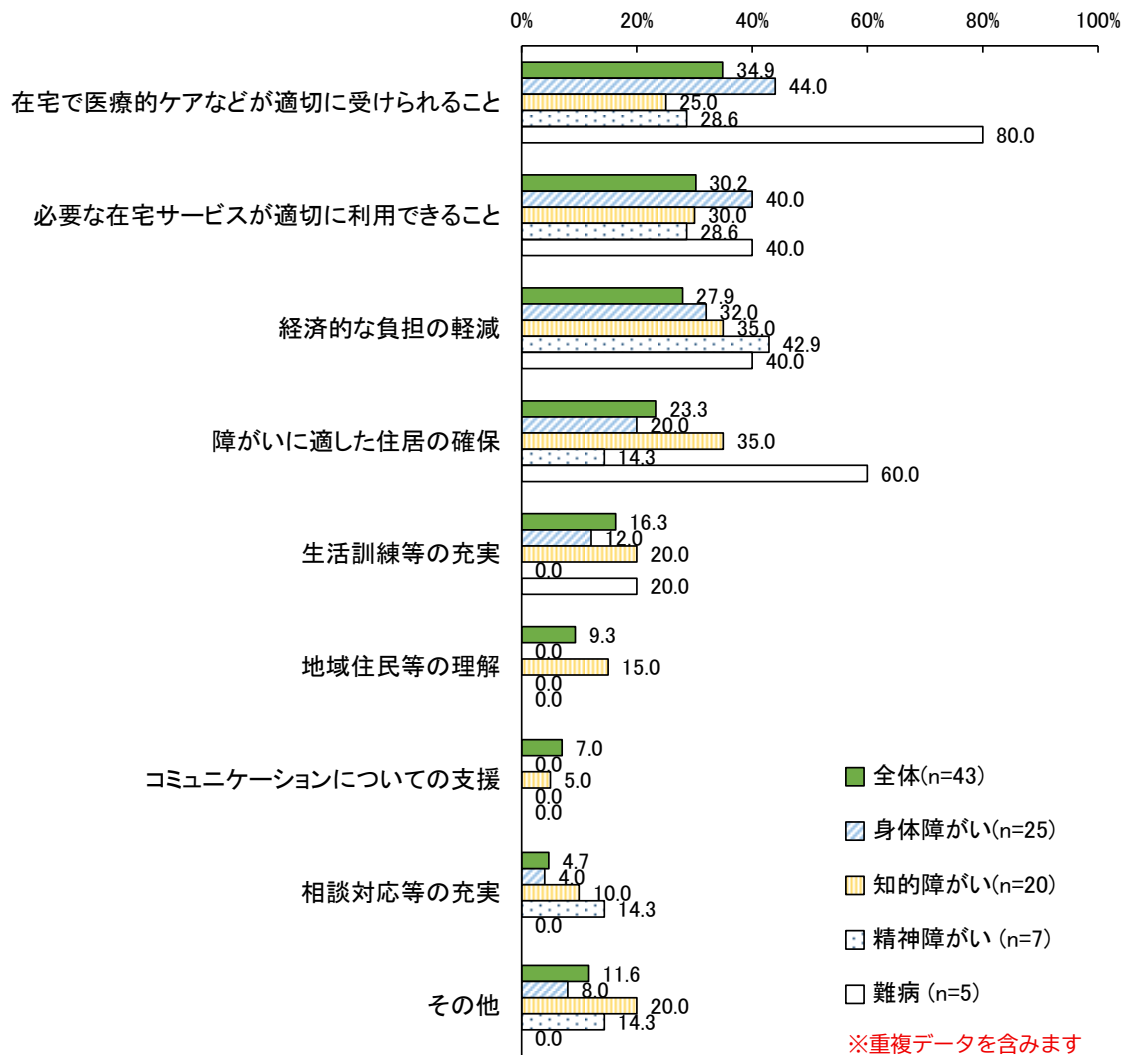
全ての障がい者が地域で安心して自分らしく暮らしていけるように、身近なところで保健・医療・福祉の支援を受けられる体制の整備や地域づくりを推進するとともに、個々のニーズに合わせた地域移行や地域生活支援体制の構築に向けた取組強化を行います。

あわせて、これらの支援を担う福祉人材の確保・定着が必要です。

【図1】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障がい者が、将来生活したい場所



【図2】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障がい者が、地域で暮らすために必要な支援



施策1 地域生活支援の充実を図る

障がい者が、地域で安心して、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉関係者、保健、医療、地域住民などが連携して重層的な支援体制を構築します。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 障がい者の地域生活支援の充実	地域リハビリテーションの充実や医療・保健と連携を図りながら、精神障がい者をはじめ、地域での生活を営むことに困難を感じる様々な障がい者の社会的自立を支援します。	障害者支援課 地域保健課
(2) 保健・医療・福祉関係機関の連携強化	<u>重度障がい者や精神障がい者を含め</u> 障がい者の地域生活支援に向けて、精神保健福祉医療地域連携会議における情報提供、事例検討などを通して、保健・福祉・医療機関のネットワークや更なる連携の強化を図ります。	福祉総務課 障害者支援課 地域保健課
(3) 支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援	アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズを把握し、地域課題を解決するため、関係機関と連携して支援します。	障害者支援課 地域保健課
(4) 自立生活援助サービス体制の整備	地域で暮らす障がい者の実態やニーズをもとに、 <u>住宅の確保や居住環境の整備</u> 、自立に向けた支援サービスの充実を図ります。	障害者支援課
(5) 地域移行支援・地域定着支援の利用促進	相談支援事業所等と連携し、障がい者に対する地域生活についての周知、情報提供等により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。 精神障がい者等の自助グループの活動を支援します。	障害者支援課 地域保健課

【実績値・目標値】（重点課題1 全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築）

指標		前計画	現状値	目標値
①	福祉施設で暮らしている障がい者が、施設を退所し、地域で暮らす人数	<u>4人</u> (R4年度)	<u>4人</u> (R7年度)	<u>人</u> (R11年度)

重点課題（２）地域で安心できる暮らしの支援

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「地域で安心できる暮らしの支援」を重点課題（２）とし、「施策２ いざという時のための支援体制をつくる」「施策３ 災害時に安心して避難生活を送るために」に取り組みました。

施策２として、避難行動要支援者避難支援制度の周知を行うとともに、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成を促進し、自主防災組織や各地区センターとの連携強化を図るなど、避難行動要支援者に対する地域の避難支援体制の充実を図りました。

施策３として、障がい者が安心して避難生活が送れるように、障がい者のニーズに合わせた避難体制についても引き続き検討するとともに福祉避難所の「速やかな」開設に向けて調整を行っています。

○アンケート調査の結果から

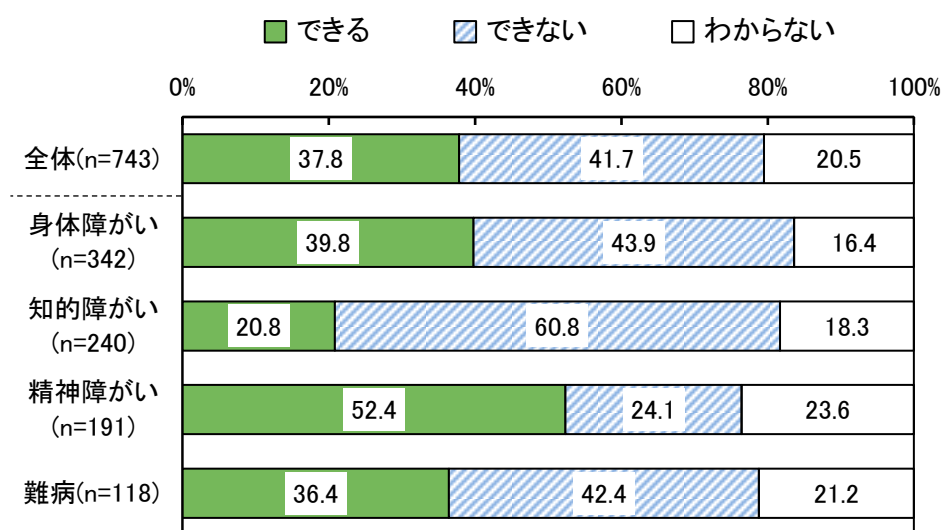
災害時に一人で避難できない、避難できるかわからない障がい者（19頁・図３）が、全体で62.2%となっており、知的障がいでは79.1%を占めています。そのうち、身近に助けてくれる人がいない、いるかわからない障がい者（19頁・図４）は、すべての障がいで7割を超えており、災害時に自ら避難することが困難な障がい者への避難支援が課題となっています。

また、災害時に困ること（20頁・図５）は、「避難場所などの施設・設備や生活環境が不安」が55.7%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が49.6%となっています。障がい別に見ると、身体障がいでは「安全なところまで、迅速に避難することができない」、知的障がいでは「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神障がいと難病では「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も多くなっており、障がいの種類や程度に応じた災害時の支援が求められます。

○本プランの課題として

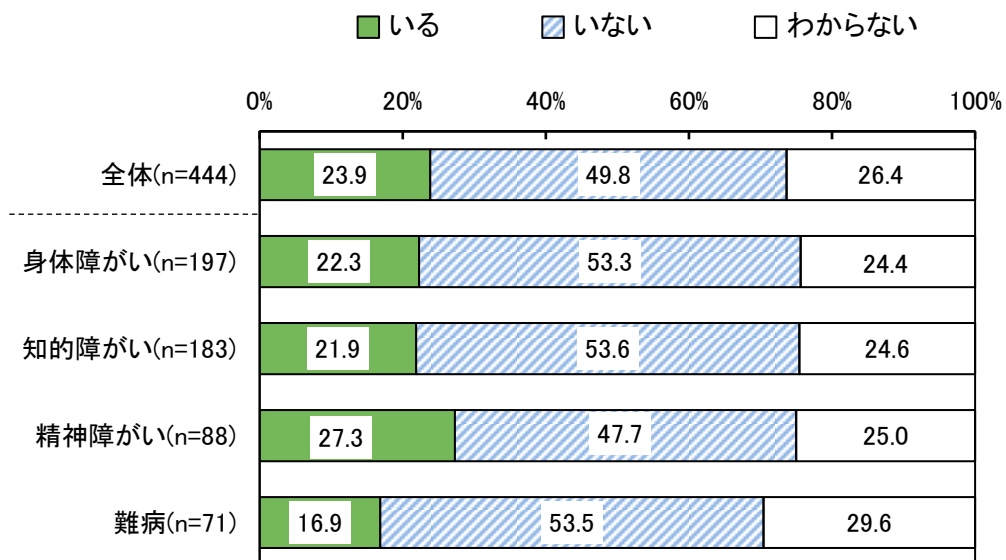
前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、地域で安心できる暮らしの支援として、障がい者の個別ニーズを踏まえ、避難行動要支援者の支援体制や避難生活の環境整備の更なる充実を課題とします。また、災害時に一人も取りこぼすことなく避難支援を行うため、障がい者の意見が反映できるような支援体制を整備するとともに、日常的な声掛けや近所づきあい、地域交流など、地域における取組を進めることが重要です。

【図3】災害時に一人で避難できるか



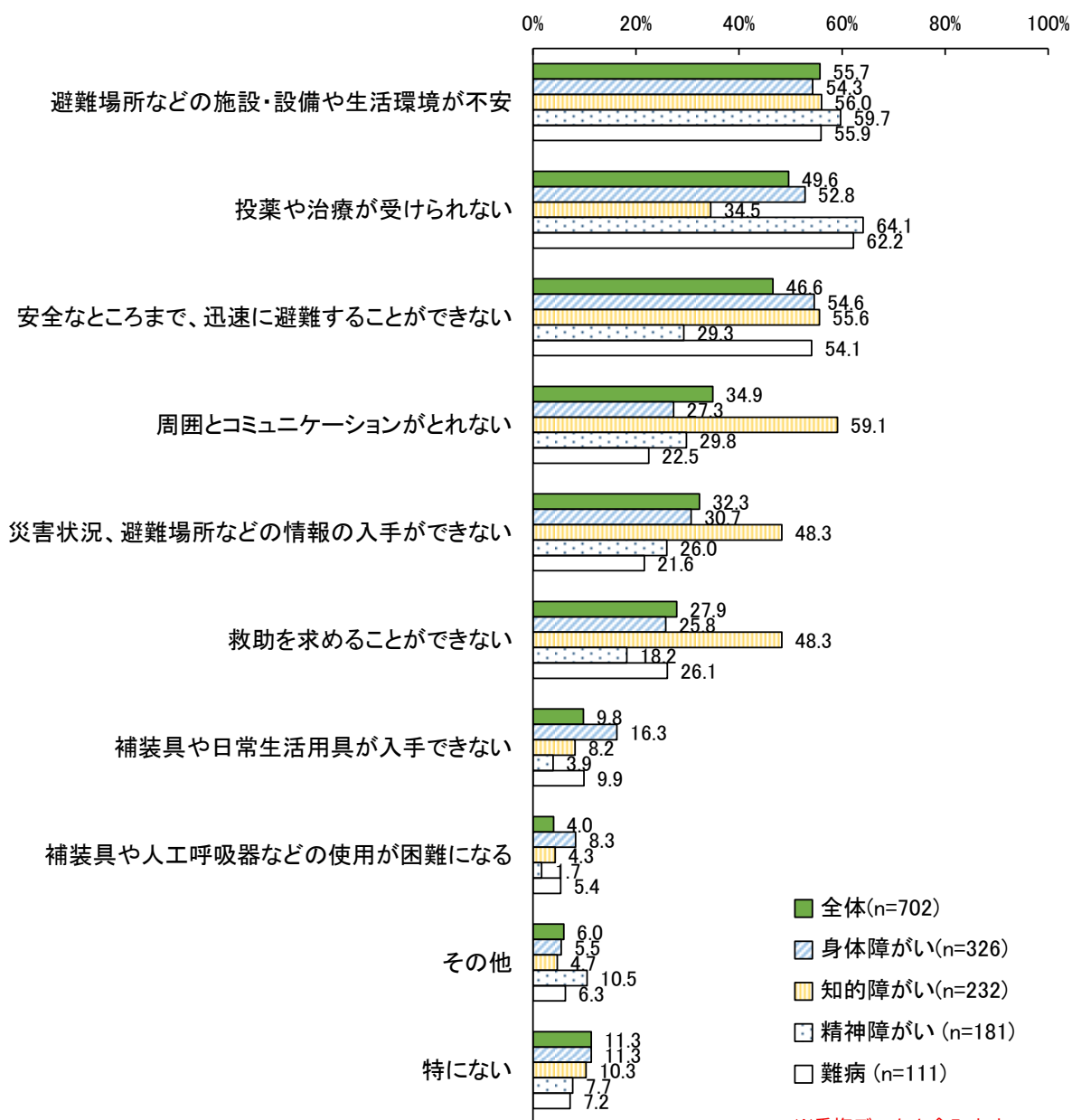
※重複データを含みます

【図4】身近に助けてくれる人がいるか(図3で「できない」または「わからない」)



※重複データを含みます

【図5】災害時に困ること



※重複データを含みます

施策2 いざという時のための支援体制をつくる

発災から復興までの間、支援が必要となる災害時要配慮者の安全確保体制の整備を図るとともに、地域のさまざまな人とのつながりをつくり、災害時の避難支援が円滑に行われるよう平常時から地域交流を通じた支援体制づくりに努めます。

また、緊急時の対応（災害対策・防犯対策等）や保護者が支援を続けられなくなった後を見据えて、安心して生活が送れるよう地域生活支援拠点の整備を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 地域交流の促進	平常時から地域交流を通じた避難支援体制づくりを促進します。	市民安全課 障害者支援課 地域振興課
(2) 避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実	広報 <u>いるま</u> ・市公式ホームページだけでなく、関係機関などを通じて避難行動要支援者避難支援制度の周知を図ります。また、地域支援者が適切な避難支援が行えるように、個別避難支援計画の整備を進めます。	市民安全課 障害者支援課
(3) 地域の避難支援体制の整備	いざという時に自主防災会、民生委員など地域の関係機関、団体等が連携し、障がい者への避難支援が円滑に行えるよう体制を整備します。	市民安全課 福祉総務課 障害者支援課
(4) 防災訓練における避難支援訓練の実施	防災訓練での各自主防災会が実施する訓練において、避難行動要支援者に対する避難支援訓練等の実施を促進します。	危機管理課 障害者支援課
(5) 災害に対する家庭での備えについての啓発	災害が起きたときに備え、障がい特性に応じた情報提供（SNS等の活用）により、防災意識を高めます。また、各家庭において、ハザードマップ等の活用や障がい特性などを明記したカード作成などにより、防災・減災意識を促進します。	障害者支援課 危機管理課
<u>(追加) 安全な生活のための整備</u>	<u>防犯対策やいざという時、家族からの相談に応じる支援の具体的な取組を検討します。</u>	障害者支援課 市民安全課
<u>(追加) 地域生活支援拠点事業の推進</u>	<u>保護者が支援を続けられなくなった後や緊急時などこれまでの生活が続ける事が困難な時に、引き続き安心して生活ができるように地域支援生活拠点の整備、相談支援対象者名簿の作成等の取組の充実を図ります。</u>	障害者支援課

施策3 災害時に安心して避難生活を送るために

障がい者が安心して避難生活を送ることができるよう障がいの特性に配慮し、個々の障がいや特性に配慮した個別避難計画に基づき、適切な避難支援に努め、安心して避難生活を送ることができるよう体制整備に努めます。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 備蓄品の充実、必要物資の調達ルートの確立	備蓄品や応援協力体制の充実を図り、薬や機材など障がい者が必要とする物資の調達確保を図ります。	危機管理課 障害者支援課
(2) 障がい者の意見を反映するための体制づくり	<u>災害時要配慮者が</u> 安心して避難生活を送るための体制整備について、障がい者の意見が反映されるような体制づくりに取り組みます。 <u>災害発生に備え、障がい特性に応じた情報提供（SNSの活用）するなどの整備に努めます。</u>	危機管理課 障害者支援課
(3) 福祉避難所の指定を増やす	市内の福祉施設等と福祉避難所の協定を締結し福祉避難所を確保していますが、更に増やせるように取り組みます。	危機管理課 障害者支援課 高齢者支援課
(4) 避難所開設訓練の実施	福祉避難所の開設訓練等を実施し、障がい者に配慮した避難所受け入れ体制を整備します。	危機管理課 障害者支援課 <u>高齢者支援課</u>

【実績値・目標値】（重点課題2 地域で安心できる暮らしの支援）

指標		前計画	現状値	目標値
①	災害時に一人で避難できない、避難できるかわからない障がい者で、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、身近に助けてくれる人がいる人の割合	<u>27.2%</u> <u>(R4年度)</u>	<u>23.9%</u> <u>(R7年度)</u>	<u>%以上</u> <u>(R11年度)</u>

基本方針２ 地域で暮らしていくための支援

重点課題（３）相談支援の充実

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「相談支援の充実」を重点課題（３）とし、「施策４ 身近で利用しやすい相談のしくみづくり」「施策５ 障がい児相談支援の実施」に取り組みました。

施策４として、相談窓口を掲載したチラシを作成するなど、気軽に利用できる相談支援体制の整備と利用促進に取り組みました。また、入間市障害者基幹相談支援センターを中心に関係機関との情報共有や連携強化等を図りました。

施策５として、障がい児相談支援の質の向上と福祉・教育が一体となった支援体制の充実を図るため、教育・保健・福祉の意見交換会等を通じて、就学の実態把握や課題の整理を行うとともに、専門職による家庭訪問や関係機関との連携を推進し、切れ目のない支援体制の構築に取り組みました。また、入間市児童発達支援センターういずを中心に児童の発達支援に係る関係機関との連携強化に取り組みました。

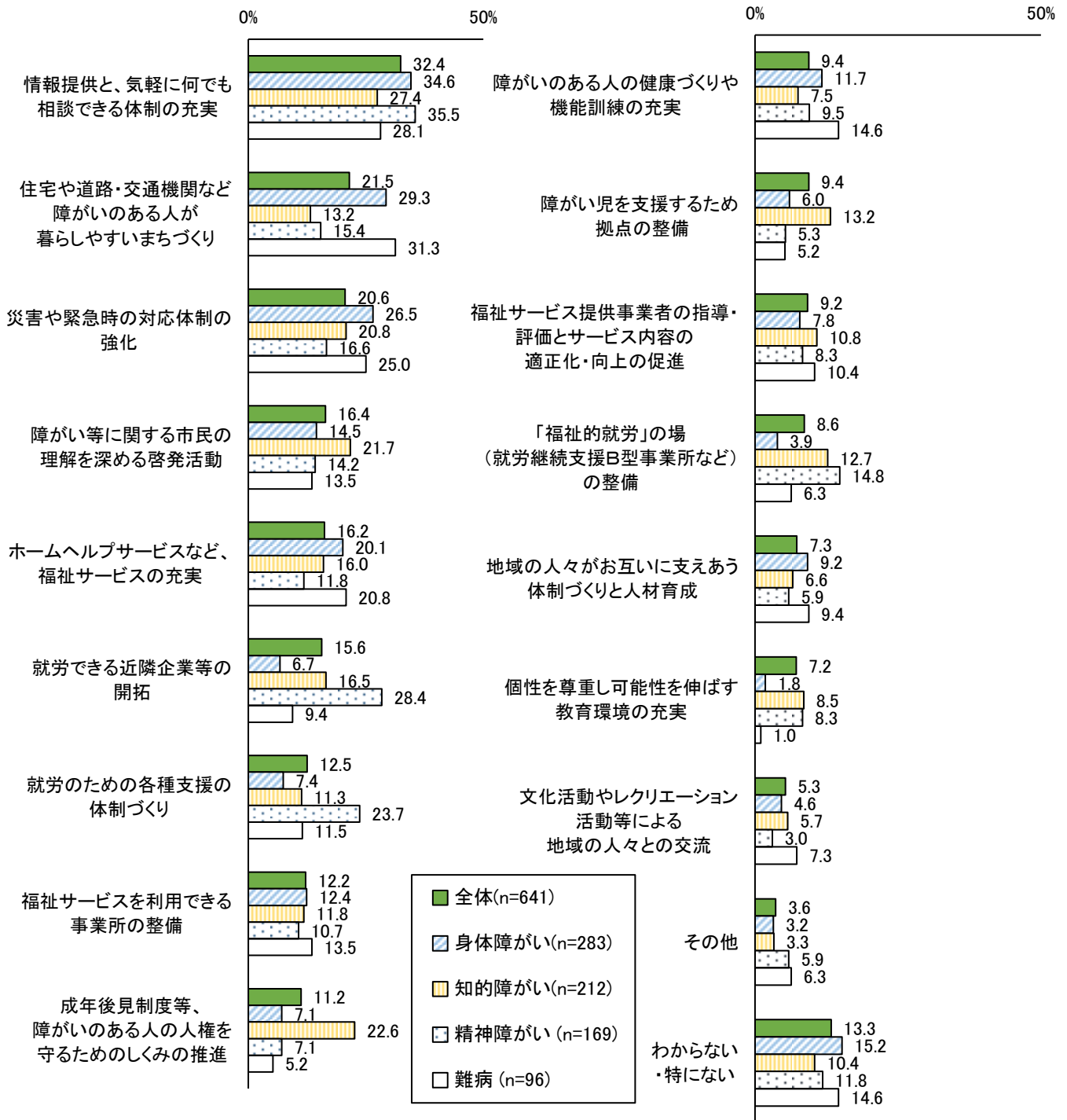
○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策（24頁・図６）は、難病を除いたすべての障がい児で「情報提供と、気軽に何でも相談できる体制の充実」が最も多くなっており、相談支援体制の更なる充実が求められています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、地域支援生活に様々な困難を抱えている方に対し、関係機関、他業種を巻き込んだ重層的な支援体制が求められています。相談にながっていない障がい者（児）に対する相談体制の構築など更なる充実を課題とします。

【図6】市に力を入れてほしい施策



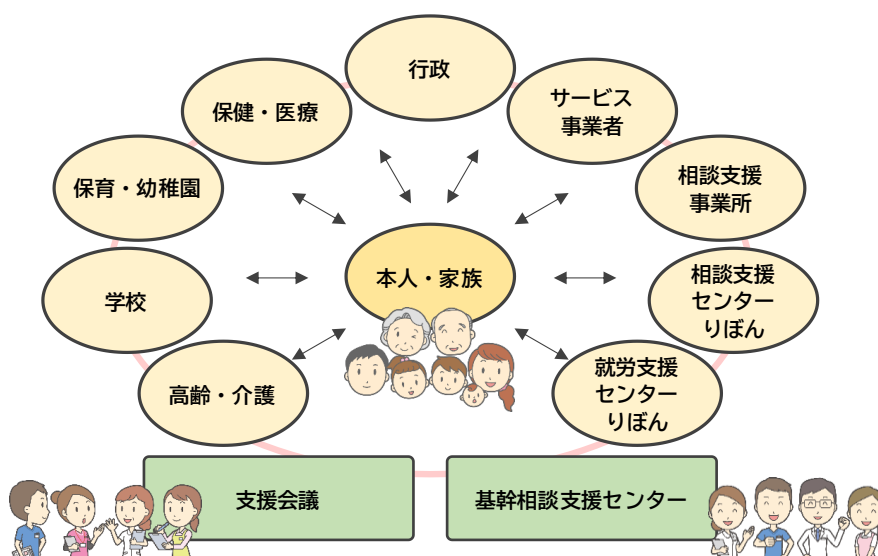
※重複データを含みます

施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

相談支援事業の更なる充実を図るため、入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の体制の充実と相談支援の質の向上に努めます。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 相談支援事業の充実	気軽に利用できる相談支援体制の整備および利用促進に向けた広報活動を充実します。 <u>また、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、相談支援体制の充実・強化を図ります。</u>	障害者支援課
(2) 入間市障害者基幹相談支援センターの活動の充実とネットワークの <u>強化</u>	入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会、医療関係者などと連携し、相談支援体制を強化します。	障害者支援課
(3) 地域移行支援・地域定着支援の利用促進	障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるよう関係機関と連携を図り、訪問相談等の支援を行いながら、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。	障害者支援課
<u>(追加) 重層的な支援体制の構築</u>	<u>支援ニーズの複雑化・困難化に対応できるように重層的な相談支援体制の構築に努め、複数の関係課が事例検討や情報共有を通して課題の解決をめざします。</u>	福祉総務課 地域保健課
<u>(追加) 支援が必要な家庭への訪問等による把握と支援</u>	<u>アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズや情報を把握し具体的な支援をします。</u>	障害者支援課 地域保健課 学校教育課

■ネットワークイメージ図



施策5 障がい児相談支援の充実

相談支援の質の向上を図るとともに、配慮が必要な児童とその家庭を対象に乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した支援を推進します。

また、福祉サービスや相談支援機関等につながっていない方を早期に発見するため、地域において住民が集まる場や学校等へアウトリーチを実施し、関係機関と連携し、安心して相談できる伴走的な相談支援体制の充実を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携強化	入間市児童発達支援センターういずは地域の関係機関と連携し、情報や認識を共有することにより、適切な支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課 学校教育課
(2) 事例検討による相談支援の質の向上	入間市児童発達支援センターういずと関係機関が連携し、様々な問題を抱える家庭への支援など困難事例を検討することにより、相談支援の質の向上を図ります。	障害者支援課 こども支援課 学校教育課
(3) 地域に出向くアプローチ等による潜在的ニーズの把握と支援の充実	多様な場へアウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズや課題を早期に把握し必要な相談支援につなげていきます。また、そこで見出した地域課題を解決するため関係機関と連携し包括的な支援の充実を図ります。	障害者支援課 地域保健課 学校教育課
(4) 障がい児相談支援におけるワンストップサービスの充実	入間市児童発達支援センターういずを中心に、障がい児に係る相談支援について、ワンストップサービスの更なる充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課 学校教育課

重点課題（４）はたらく支援の充実

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「はたらく支援の充実」を重点課題（４）とし、「施策６ はたらくを支援する」に取り組みました。

施策６として、入間市障害者就労支援センターりぼんが中心となり、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関と連携を図り、障がい者雇用の理解促進や就労の場の確保・拡大等に努めました。

入間市障害者就労支援センターりぼん等と連携し障がい者雇用の促進を図りました。

障がい者の雇用機会の創出のため、庁内の様々な事務を担う「庁内事務センター」を開設の雇用の促進を図ります。

○アンケート調査の結果から

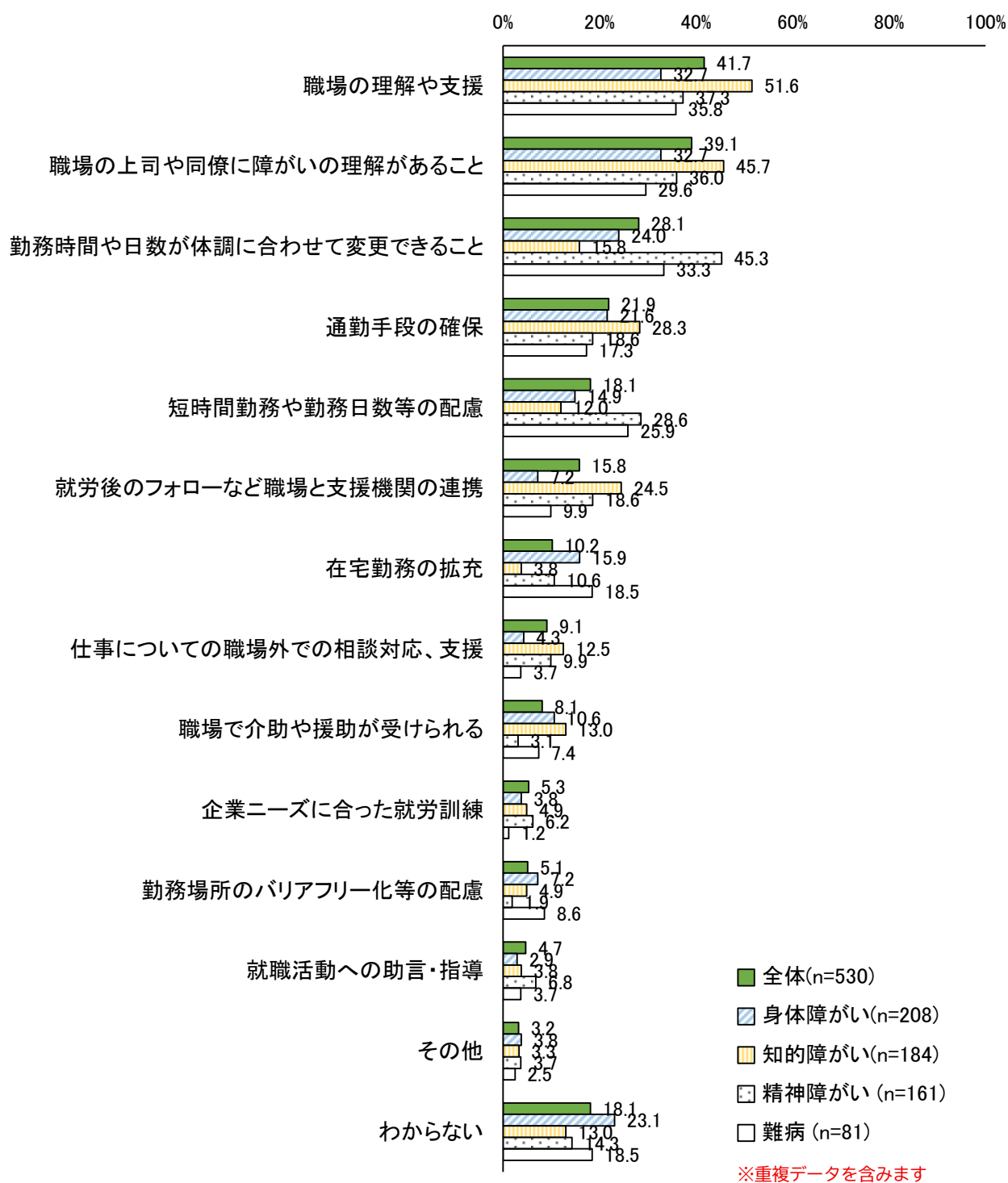
アンケート調査の結果では、障がい者の就労支援で必要なこと（28頁・図7）は、「職場の理解や支援」が41.7%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.1%となっており、職場の障がいに対する理解の向上や職場定着支援が課題となっています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き地域社会や企業の理解を促進するとともに、企業団体と連携した就労の場の拡大など、障がい者の就労支援および支援体制の更なる充実を課題とします。



【図7】障がい者の就労支援で必要なこと



施策6 はたらくを支援する

入間市障害者就労支援センターりぼんを中心に、ハローワーク等関係機関や企業とのネットワークを構築し、企業への障がい者理解の啓発、就労の場の拡大に取り組むとともに、障がい者本人が希望する就労、職場定着を支援します。

また、福祉的就労に対する需要を確認し、必要な施設の確保に努めるとともに、障がい者就労施設等から物品やサービスを優先的に調達すること等により障がい者の就労を支援します。

主な取組	取組内容	担当課
(1) <u>就労・定着支援</u>	<u>入間市障害者就労支援センターりぼんが民間企業等との連携強化を行い、障がい者の就労・職場定着支援を行います。</u>	障害者支援課
(2) 企業に対する障がい者理解および障がい者雇用の啓発	「 <u>障がいのある人の“働く”</u> 」を考えるつどいを継続し、充実させるとともに、市内企業に対し、障がい者理解および障がい者雇用について啓発活動を行うなど、就労の場の拡大に努めます。	商工観光課 障害者支援課
(3) 就労支援の場の整備	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業所、 <u>就労選択</u> 支援事業所の設置を支援します。	障害者支援課
(4) 市における障がい者雇用の推進	<u>障がい者雇用を推進するとともに、それぞれの特性に応じた職務、体制の整備などを通じ、庁内の様々な事務を担う「庁内事務センター」の活用を促進します。</u>	人事課
(5) 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進	庁内への周知を図り、障がい者施設等からの物品等の優先調達を推進します。	障害者支援課

【実績値・目標値】（重点課題4 はたらく支援の充実）

指標		前計画	現状値	目標値
①	福祉施設を退所し、一般就労する人数 ※就労移行支援事業等を利用し、一般就労する障がい者の人数の目標値は、○頁参照	<u>22人</u> (R4年度)	<u>22人</u> (R7年度)	<u>人</u> (R11年度)

基本方針3 障がい児とその家族への支援

重点課題（５）障がい児とその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の充実

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「障がいのある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備」を重点課題（５）とし、「施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る」「施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育・福祉に取り組む」に取り組みました。

施策7として、障がい児支援の中核的役割を担う入間市児童発達支援センターういずを中心に、障害児相談支援事業所や入間市障害者基幹相談支援センター、入間市自立支援協議会等と連携強化に努めました。

訪問支援体制の充実として医療的ケア児等コーディネーター連携会議を通じた情報共有を行うとともに、保護者向け冊子を作成するなど、障がい児とその家族に対する支援の充実や普及に取り組みました。

施策8として、インクルーシブ保育・教育・福祉のための体制整備として、教育センターと連携した学習会や支援者向け研修を実施するなど、受入体制の充実や配慮を必要とする児童へのきめ細かな支援に取り組みました。また、特別支援学校と小・中学校と交流し、障がいへの理解を深めました。

○アンケート調査の結果から

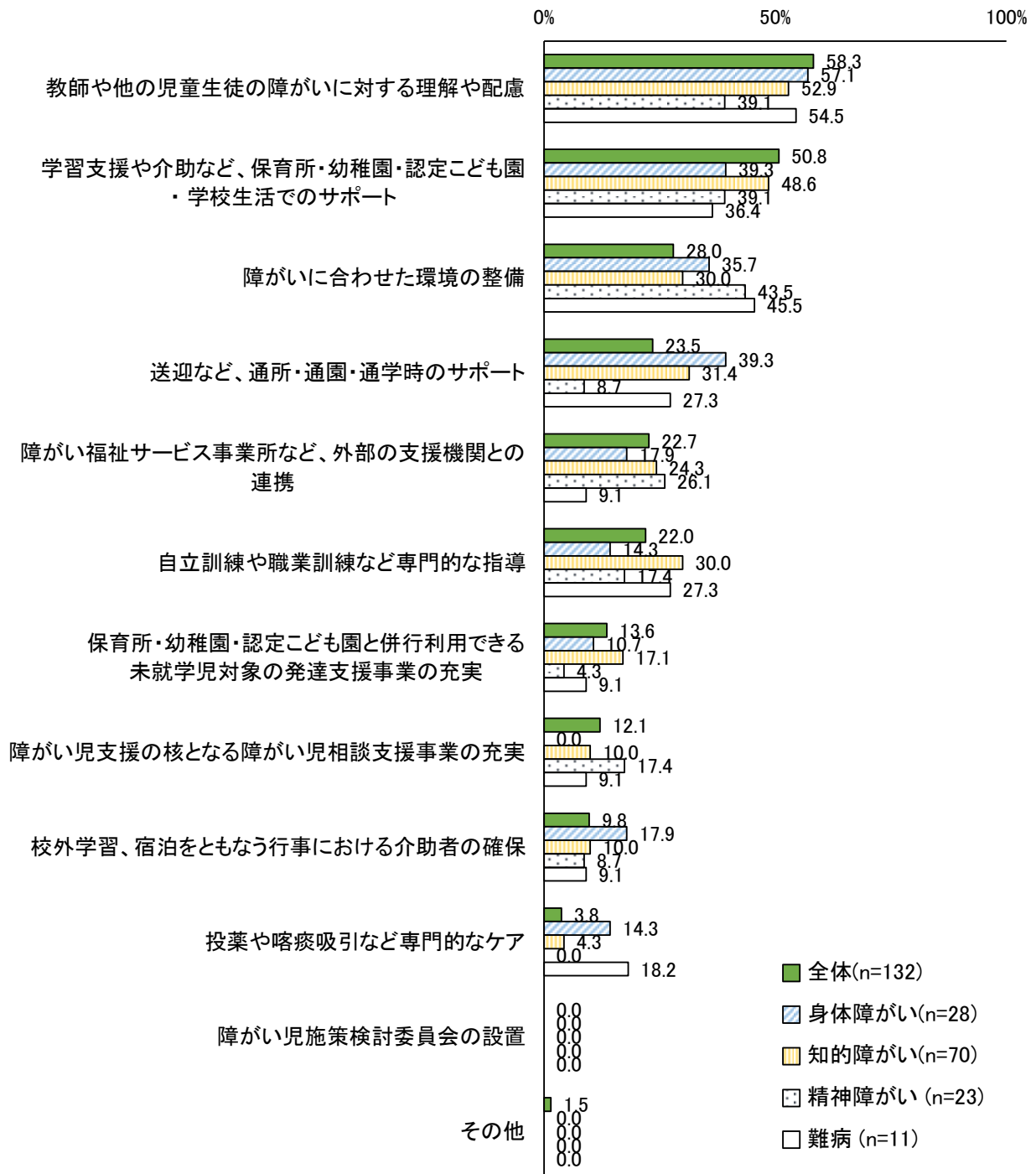
子どもの通学等で保護者が求めるもの（31頁・図8）として、全体では「教師や他の児童生徒の障がいに対する理解や配慮」が58.3%で最も多く、周囲の障がいへの理解の促進や配慮の充実が課題となっています。

また、障がい別に見ると、精神障がいを除くすべての障がいで「教師や他の児童生徒の障がいに対する理解や配慮」が最も多く、精神障がいでは「障がいに合わせて環境の整備」が最も多くなっており、障がいの理解や配慮に加え、障がいの種別や程度に応じた支援が求められています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい児とその家族に対する理解促進や支援体制の充実、保育・教育・福祉の環境整備を課題とします。

【図8】障がい児が保育所、幼稚園、学校に通ううえで、保護者が求めるもの



施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る

入間市児童発達支援センターういずが地域の障がい児の健全な発達において障がい児支援の中核的役割を担い、乳幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した地域支援体制の充実を図ります。

また、関係各課の訪問による支援等、障がい児支援の更なる充実を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る	入間市児童発達支援センターういずは、情報共有、課題検討、ケース会議等を行うことで、支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課
(2) 障がい児やその家族に向けた早期発見、早期支援の充実	支援の必要な障がい児の早期発見に努め、早期からの切れ目のない支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課 地域保健課
(3) 訪問支援体制の充実	<u>医療的ケア児等支援の協議の場を定期的に開催し、各機関との連携強化等を行います。</u> 医療的ケア児等コーディネーターを中心に医療的ケア児の家庭を訪問します。 福祉サービスにつなげていない家庭への訪問支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 地域保健課

施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育・福祉に取り組む

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、育つことにより、子どもたちが多様性を理解し、助け合えるような保育や教育、福祉に取り組めます。

主な取組	取組内容	担当課
(1) インクルーシブ保育・教育・福祉の充実	インクルーシブ保育・教育を充実させるために、多様な学びの場を確保し、学校等の施設設備などのバリアフリー化に取り組めます。 入園時や就学時には、本人・保護者の希望を尊重し、特別支援保育・教育の選択肢を含め相談支援を実施します。 <u>また、講演会等インクルーシブの普及啓発に努めます。</u>	障害者支援課 こども支援課 保育幼稚園課 学校教育課 <u>教育総務課</u>

(2) 教職員研修の充実	障がいを理解し、障がい児に配慮した指導方法等の研修により、 <u>保育士や教職員等</u> の資質向上を図ります。	こども支援課 保育幼稚園課 学校教育課
(3) 心のバリアフリーの推進	障がいに関する図書の整備・購入促進や体験学習、交流・共同学習を通じて、共生社会実現に向けた心のバリアフリー（障がい理解）を推進します。	障害者支援課 保育幼稚園課 教育総務課 学校教育課



し
し
し

し
し

内容調整中

基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題（6）障がい者への理解促進とボランティア活動の推進

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「福祉意識の向上とボランティア活動の推進」を重点課題（6）とし、「施策9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために」「施策10 福祉ボランティア活動を支援する」に取り組みました。

施策9として、全ての小・中学校において障がいに関する理解を深める福祉教育を実施するとともに、地域における各種講座や体験型イベント等を通じて、障がいの有無にかかわらず交流し相互理解を深める機会を提供するなど、普及啓発に取り組みました。

施策10として、ボランティア活動を支援するため、各種団体に対し活動や交流の場を提供するとともに、福祉ボランティアに限らない他分野の団体とのつながりづくりを推進しました。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策（24頁・図6）として、全体で「障がい等に関する市民の理解を求める啓発活動」が16.4%となっており、知的障がいでは21.7%で第2位となっています。また、障がい者の就労支援で必要なこと（28頁・図7）や障がい児が保育所、幼稚園、学校に通ううえで、保護者が求めるもの（31頁・図8）においても、理解や配慮に関する項目が上位となっており、障がいについての理解や福祉意識の向上が課題となっています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き障がいの理解や福祉意識の向上を図るとともに、ボランティア活動の支援を課題とします。

施策9 障がい者福祉について関心や理解深めるために

市民に対し、障がいや障がい者の生活についての理解を深める福祉教育や共生社会に向けた啓発活動を実施するとともに、交流等を通じて相互理解や福祉意識の向上を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 講座等の実施により障がいについての理解を深める福祉教育を推進	体験型など、わかりやすい講座により、障がいについての理解を深め、共生社会に向けた意識の向上を図ります。 なお、体験型講座は、小学校や中学校での取組を推進します。	地域振興課 障害者支援課 地域保健課 学校教育課 社会教育課
(2) 地域イベントでの交流による相互理解の促進	情報提供等により、障がいのある、なしにかかわらず、イベント等への参加を促し、相互理解を進めます。	地域振興課 商工観光課 障害者支援課
(3) 広報いるま、市公式ホームページ等による啓発	広報いるま、市公式ホームページ等にわかりやすい記事を掲載し、啓発を図ります。	障害者支援課 地域保健課

施策10 福祉ボランティア活動を支援する

ボランティア団体への活動室の提供などの支援だけでなく、ボランティアの担い手の育成、確保やボランティアと福祉現場とのマッチングを支援します。

主な取組	取組内容	担当課
(1) ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供	<u>市民からの相談等に応じ福祉ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。</u> <u>福祉ボランティア団体等の自立的な活動を支援します。</u>	地域振興課 福祉総務課 地域保健課
(2) ボランティア育成のための啓発の実施	福祉意識を醸成するための啓発を図り、地域の支援者を育成します。	地域振興課 福祉総務課 地域保健課
(3) 障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供	ボランティア活動を活発にするため、障がい者団体とボランティア団体の交流の場を提供します。	地域振興課 福祉総務課 障害者支援課 地域保健課

重点課題（７）社会参加への支援

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援」を重点課題（７）とし、「施策１１ 障がい者のスポーツ・文化活動を支援する」に取り組みました。

施策１１として、障がいのある方が安心して文化・スポーツに親しめる環境づくりに取り組みました。障がい者団体と連携し「入間市障がい者スポーツ大会」を開催し、交流を深めました。また、「東京2025デフリンピック」では、イベントの周知を実施し、市民と障がいのある方が交流できる機会の充実を図りました。

今後は、地区センターでの文化祭をはじめ、誰もが参加しやすい事業を検討し、地域住民との交流や社会参加の促進に取り組む必要があります。

○アンケート調査の結果から

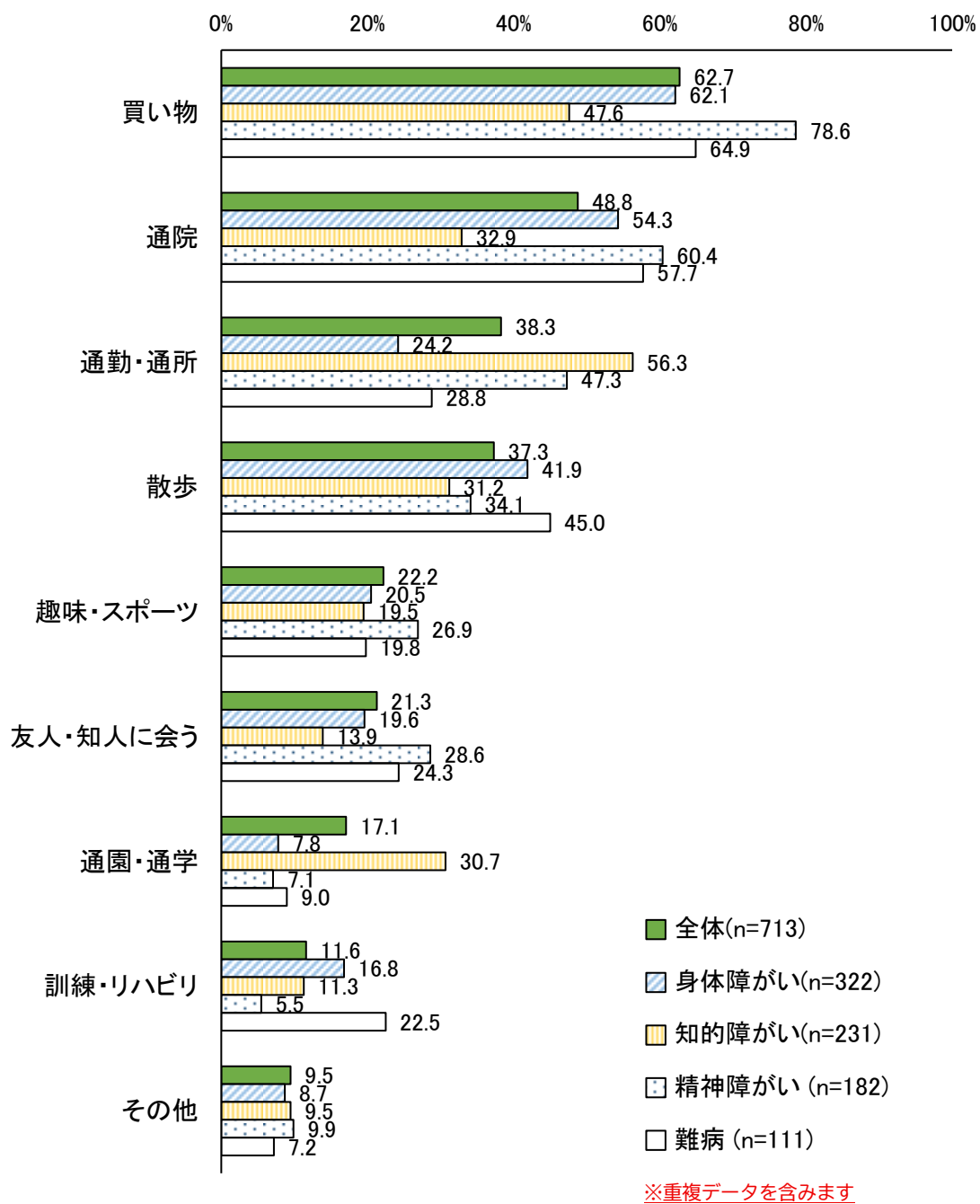
外出する目的（38頁・図9）として、全体では「買い物」が62.7%で最も多く、次いで「通院」が48.8%となっています。また、「趣味・スポーツ」は22.2%となっています。

共生社会の実現に向けて、生活に必要な外出に限らず文化活動やスポーツ、障がい者自身のボランティア活動への参加等を通じた地域交流や社会参加の推進が求められています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者スポーツ、文化活動、ボランティアや地域活動等の障がい者の社会参加の支援を課題とします。

【図9】外出する目的



施策１１ 障がい者の社会参加への支援

障がい者の社会参加を促進するため、創作・文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動などを支援します。

また、スポーツ・文化事業、ボランティア活動において、障がいの有無や年齢、性別にかかわらず、市民が共に参加し交流する共生社会という視点での支援に取り組みます。

主な取組	取組内容	担当課
(１) 障がい者の創作・文化活動の支援	創作活動をしている障がい者団体や個人、支援団体に対し、創作・文化活動への参加、 <u>活動内容の広報などの支援を通して、交流を支援します。</u>	地域振興課 障害者支援課 地域保健課 社会教育課
(２) 障がい者のスポーツ活動の促進	障がい者スポーツ大会などへの参加を進めるための情報提供や体制整備に取り組むとともに、障がいの有無にかかわらずスポーツを通じた市民の交流を促進します。 <u>また障がい者がスポーツを楽しめるように備品の貸し出しを行います。</u>	地域保健課 スポーツ推進課 社会教育課
<u>(追加) 障がい者のボランティア活動の参加支援</u>	<u>障がいのある方がボランティア活動に主体的に参加し、地域社会の一員として活躍できるような支援体制を検討します。</u>	<u>障害者支援課</u>

重点課題（８）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「移動等の円滑化の促進」を重点課題（８）とし、「施策１２ だれもが安心して使いやすい施設とするために」に取り組みました。

施策１２として、小・中学校のトイレの洋式化やバリアフリースイレ（多機能トイレ）を計画的に整備しました。また、障がい児を新たに受け入れる学校の校内に手すりをつけるなど環境整備を実施し、教育環境の充実を図りました。

今後は、障がい当事者の意見をより一層反映したバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組む必要があります。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策（24頁・図６）として、全体では「住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」が21.5%で第２位、特に身体障がいでは29.3%となっており、より一層のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が課題となっています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、公共施設や公共交通だけでなく、日々の生活の場である店舗や企業への理解促進を含めたより一層のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が必要です。

施策１２ だれもが安心して使いやすい施設とするために

だれもが安心して自立した社会生活を送れることをめざして、ユニバーサル社会の実現のため、公共的な建築物、道路、公共交通等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

そのために、市の公共施設、道路、公共交通等の整備において、障がい者の意見を反映する機会を確保します。

主な取組	取組内容	担当課
（１）公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保	公共施設等を整備する際に、障がい者等の意見が反映されるようなくみづくりに取り組みます。	関係各課
<u>（追加）施設等の利用に関する情報発信の充実</u>	<u>公共施設等の利用に関する情報を分かりやすく発信し、誰もが安心して施設利用ができる環境づくりを進めます。</u>	<u>障害者支援課</u>

基本方針5 権利擁護

重点課題（９）権利擁護の推進

【現状の課題】 -----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「権利擁護の推進」を重点課題（９）とし、「施策１３ 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進」「施策１４ 障がい者の権利をまもる」に取り組みました。

施策１３として、障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施窓口や障害者週間記念事業において、成年後見制度の周知を図ることができました。

施策１４として、市職員への研修等の実施や自立支援協議会運営会議における意見交換等を通じ、人権問題の理解促進や障害者差別解消の普及啓発活動等を行いました。

また、障がい者虐待に関する相談や通報等について、関係部署や基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し、被害者等の安全確保を図りました。

○アンケート調査の結果から（図10・図11・図12・図13参照）

成年後見制度について（42頁・図10）、内容を知らない（名前を聞いたことはあるが、内容は知らない＋名前も内容も知らない）と回答した障がい者は、全体で71.2%を占めています。

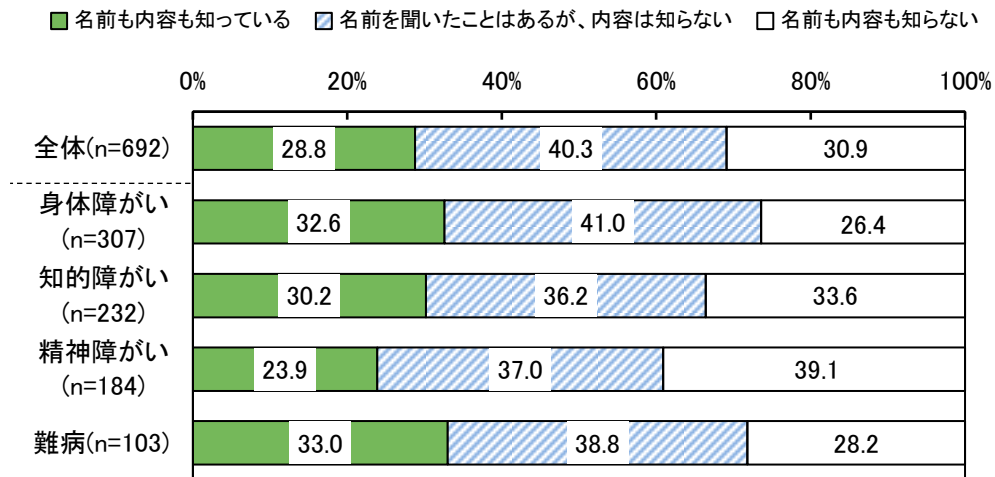
一方、成年後見制度の利用希望等（42頁・図11）について、「利用したい」と回答した障がい者が、全体では30.4%、特に知的障がいでは34.9%となっており、制度を周知するとともに、制度の円滑な利用を支援する体制の整備が課題となっています。

また、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたこと（42頁・図12）がある（ある＋少しある）と回答した障がい者が、全体では27.9%、特に精神障がいでは41.3%となっています。その場所・場面（43頁・図13）としては、全体では「公共交通、公共施設などで」が33.0%で最も多く、以下「市役所などの行政機関で」と「職場、仕事を探す場面で」が17.8%、「学校、教育の場面で」が16.8%、「民間サービスで」が14.7%などとなっており、あらゆる場所・場面で障がい者の人権をまもるための取組が課題となっています。

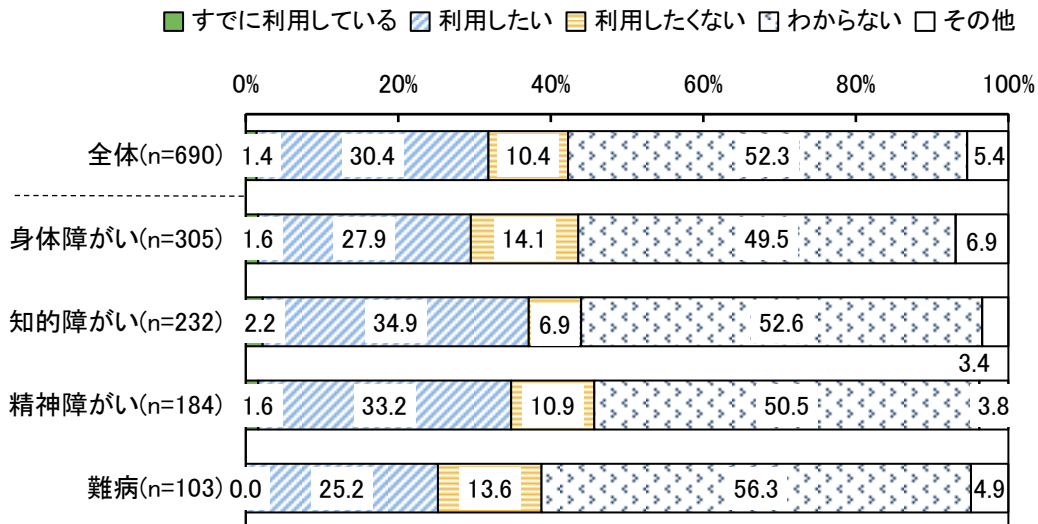
○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者の権利を守り、障がい者の意思決定を支援するとともに、成年後見制度の利用促進だけでなく、障がい者の差別の解消などの総合的な権利擁護支援の充実に取り組みます。

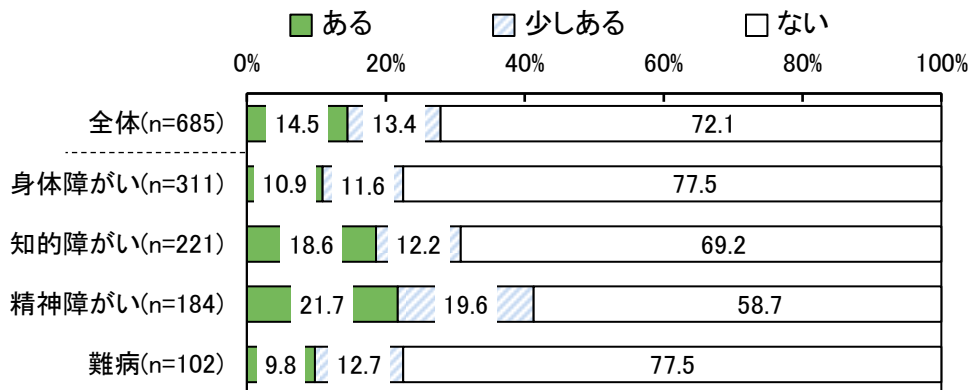
【図10】成年後見制度の認知度



【図11】成年後見制度の利用希望等

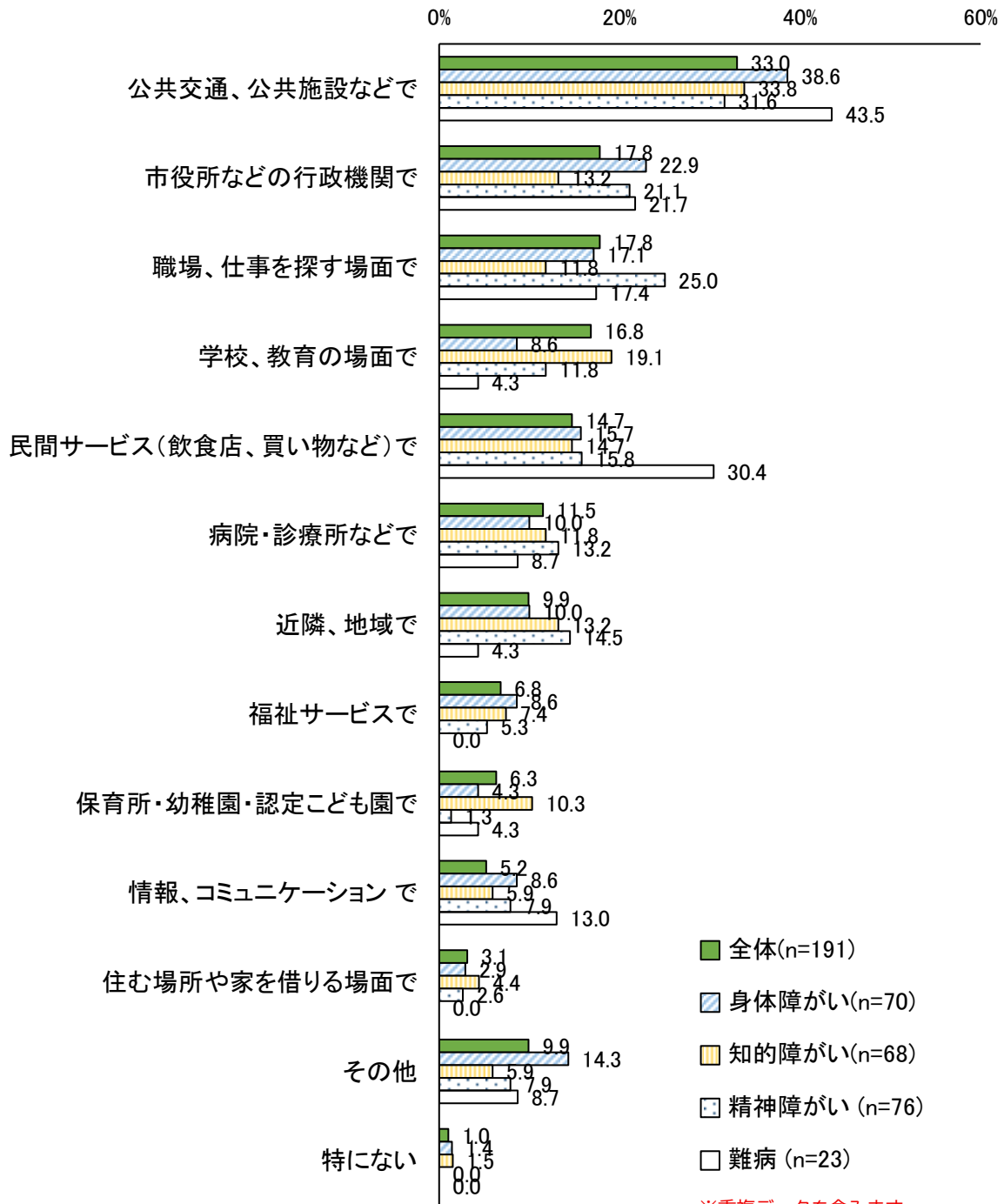


【図12】障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたこと



※重複データを含みます

【図13】障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをした場所・場面



※重複データを含みます

施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度について、利用するメリット、利用するための手続きなどをわかりやすく周知するとともに、成年後見制度のニーズを確認しながら、市民後見人の養成、支援も含めた法人後見事業の体制の充実を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施	成年後見制度について、メリット、手続きなどわかりやすい講座を実施し、 <u>制度とい</u> <u>ざという時の相談窓口の周知を図ります。</u>	福祉総務課 障害者支援課
(2) 市民後見人養成講座の実施	入間市社会福祉協議会等と連携し市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の養成に取り組みます。	福祉総務課 障害者支援課
(3) 法人後見事業の体制の充実	法人後見事業の体制を充実させ、市民が安心して利用できるよう普及啓発に取り組みます。	福祉総務課 障害者支援課
(4) 市民後見人研修等の支援体制の確立	事例検討等により市民後見人のスキルアップを図るほか、関係機関の情報交換が円滑に行われるようにめざします。	福祉総務課 障害者支援課

【コラム】成年後見制度が変わります～令和8年の民法改正について～

令和8（2026）年6月、成年後見制度に関する民法等の改正法が成立しました。成年後見制度導入以来の抜本的な見直しとなり、より本人中心の制度として幅広く利用しやすくなることが期待されます。今回の改正の主なポイントは以下のとおりです。

○「後見・保佐・補助」が「補助」に一元化されます

これまで判断能力の程度に応じて分かれていた「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が「補助」に一本化され、本人の意向を確認しながら、必要な範囲で支援内容を決めることができるようになります。

○必要がなくなれば、利用をやめられるようになります

これまで、一度制度を利用すると本人の判断能力が回復しない限り利用をやめることが難しいという課題がありました。改正後は、具体的な課題の解決に必要な範囲で審判が開始され、その必要性がなくなれば終了する仕組み（必要性原則）が採用されます。これにより、本人に情報を提供し、その意向を確認したうえで意向を尊重しながら支援を行う「意思決定支援」の考え方がより重視されることとなります。

入間市においても、こうした制度改正の動向を踏まえながら、成年後見制度のわかりやすい周知や、利用しやすい支援体制づくりに取り組んでいきます。

令和8年6月17日制定 同月24日公布

施策14 障がい者の権利をまもる

障がい者が差別や虐待を受けることなく、地域で自立した生活が送れることをめざして、障がい者の権利擁護を推進します。

市の事業において、合理的配慮の取組を推進するとともに、**入間市**障害者差別解消支援地域協議会を中心に障がい者差別の解消に向け取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、保護等を適切に実施するため、**入間市**障害者虐待防止センターを中心とした連携協力体制の強化を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
(1) 市職員への研修等の実施	職員研修等を通じ、障がい者理解、合理的配慮などについて啓発を行い、共生社会の担い手としての職員育成に取り組みます。	人事課
(2) 障害者差別解消支援地域協議会の体制整備	協議会への障がい者の参加、地域内の各ネットワークとの連携等体制を整備します。	障害者支援課
(3) 障害者差別解消支援地域協議会の差別解消についての取組の推進	入間市障害者自立支援協議会とともに障がい者差別の実態把握、各ネットワークとの情報集積・事例検討・情報共有を行い、差別の解消に取り組みます。 また、市民、障がい者を雇用した企業等に対し、合理的配慮の具体例・障がい者差別解消取組事例等の情報提供などにより啓発活動に取り組みます。	障害者支援課
(4) 障がい者虐待防止のための連携協力体制の強化	障害者虐待防止センターが中心となり、相談支援事業所やサービス提供事業所等と情報共有等の連携を図り、協力体制を強化していきま	障害者支援課
(5) 障がい者の権利をまもるための取組の推進	「入間市手話言語条例」に基づき、手話の普及啓発を促進する事業の推進を図ります。	障害者支援課

【実績値・目標値】(重点課題9 権利擁護の推進)

指標		前回	現状値	目標値
①	成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合	29.5% (R4年度)	28.8% (R7年度)	% (R11年度)
②	障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたことがある人の割合	37.9% (R4年度)	14.5% (R7年度)	% (R11年度)
③	(追加) 職員研修の実施回数			

第3部 入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

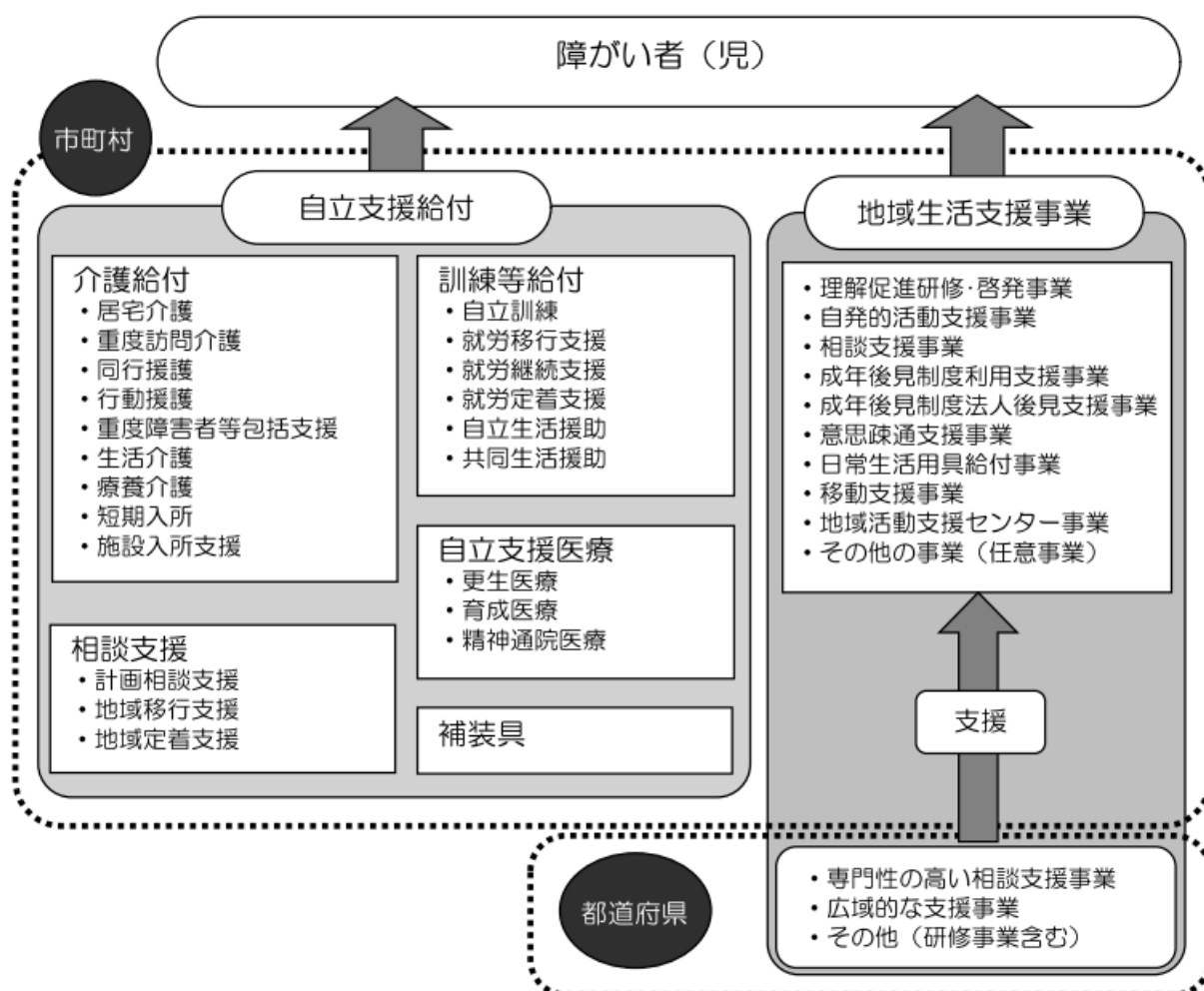
第1章 障がい福祉サービス

1 障がい者（児）を対象としたサービス

障害者総合支援法においては、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、障がい福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成等を行う「相談支援」、「自立支援医療」（更生医療、育成医療、精神通院医療）、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

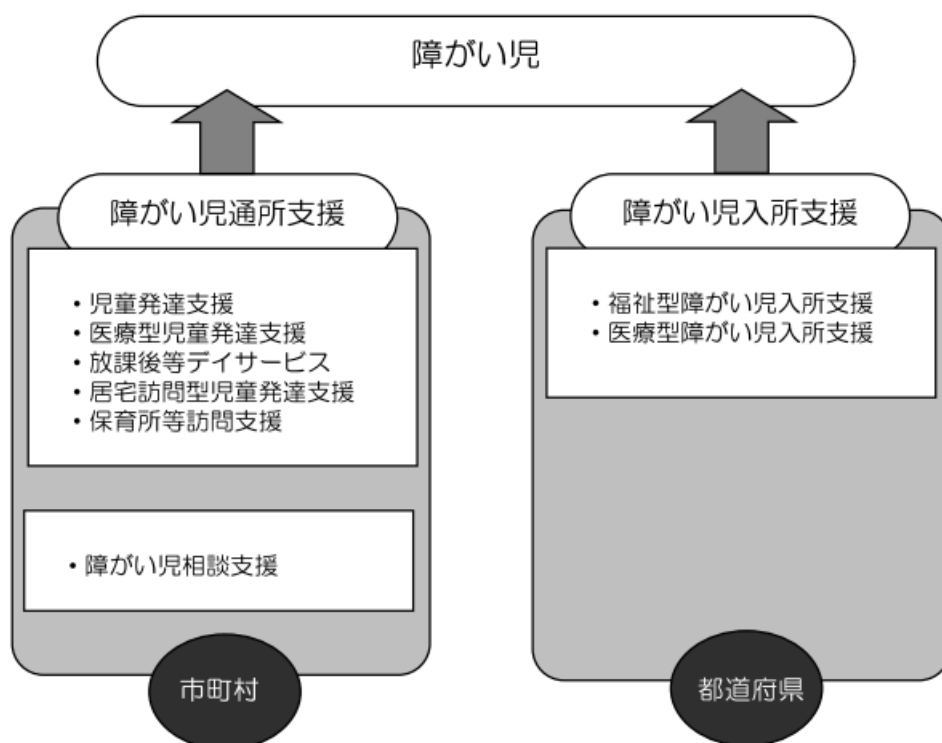
「地域生活支援事業」には、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等の必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の事業（任意事業）があります。



2 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象としたサービスは、平成24年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

児童福祉法による障がい児を対象としたサービスは、市町村が実施する障がい児通所支援と都道府県が実施する障がい児入所支援に大別されます。



第2章 令和11年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、令和11年度を目標年度として、次のとおり数値目標を設定します。

なお、それぞれの目標値は、国の基本指針と県の考え方にに基づき設定しています。

1 施設入所者の地域生活への移行

令和7年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和11年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【実績値・目標値】

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	129人	障がい者支援施設入所者の合計数
（A）のうち、令和8年度までの地域生活移行者数（B）	8人	施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する者の数
令和8年度末時点の施設入所者数（C）	※	
●地域生活への移行割合 （B）／（A）	6%	国：6%以上
●施設入所者数の削減割合 （A－C）／（A）	※	国：5%以上

※令和8年度末時点の入所者数の削減目標について、埼玉県では、強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしているため、削減数の数値目標を設定しないことから、本市も設定しないこととします。

【参考】国の基本方針

- ・令和7年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和11年度末の施設入所者数を令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数および早期退院率に関する目標値を設定します。

国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村および都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要とされています。

【目標値】

項目	数値	備考
●令和8年度の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	326 日	国:325.3 日以上
●令和8年度の入院後3か月時点の退院率	68.9%	国:68.9%以上
●令和8年度の入院後6か月時点の退院率	84.5%	国:84.5%以上
●令和8年度の入院後1年時点の退院率	91%	国:91%以上

【参考】国の基本方針

- ・平均生活日数に関する令和11年度における目標値の設定に当たっては、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする。
- ・退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数、強度行動障がい有者に対する支援体制の整備について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
●地域生活支援拠点等の設置か所数	1 か所	国：各市町村で整備
●地域生活支援拠点等における機能の検証 および検討の実施回数	1 回	国：年1回以上
●市町村又は圏域における強度行動障がい 有者に対する支援体制の整備	市で整備	国：各市町村又は圏域で整備

【参考】国の基本方針

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
- ・強度行動障がい有者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等※を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

（1）一般就労への移行

【実績値・目標値】

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数（A）	15人	
就労移行支援事業利用者数（B）	15人	
就労継続支援A型事業利用者数（C）	0人	
就労移行支援B型事業利用者数（D）	0人	
●令和8年度の一般就労移行者数（E）	22人	
就労移行支援事業利用者数（F）	20人	
就労継続支援A型事業利用者数（G）	1人	
就労移行支援B型事業利用者数（H）	1人	
●令和8年度の一般就労移行者数の増加割合（E）／（A）	1.28倍	国：1.28倍以上
就労移行支援事業利用者数（F）／（B）	1.31倍	国：1.31倍以上
就労継続支援A型事業利用者数（G）／（C）	1.29倍	国：概ね1.29倍以上
就労移行支援B型事業利用者数（H）／（D）	1.28倍	国：概ね1.28倍以上
●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	1か所 5割	国：全体の5割以上

【参考】国の基本方針

- ・就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上をめざすこととする。

(2) 一般就労への定着

就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【実績値・目標値】

項目	数値	備考
令和3年度の就労定着支援事業利用者数（A）	18 人	
●令和8年度の就労定着支援事業利用者数（B）	26 人	
●就労定着支援事業利用者数の増加割合（B）／（A）	1.41 倍	国：1.41 倍以上
●就労定着率が7割以上の事業所	1 事業所	国：2割5分以上
	2割5分	

【参考】国の基本方針

・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の体制整備を進めるため、令和8年度における児童発達支援センターの設置数や医療的ケア児等コーディネーターの配置等について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
●児童発達支援センターの設置	1 か所	国：各市町村に1 か所以上 (1 か所設置済)
●重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	国：各市町村に1 か所以上 (既存1 か所)
●医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	設置済	国：県および各市町村で設置
●医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7 人	国：県および各市町村で配置 (現在6 人)

【参考】国の基本方針

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和8年度末までに、県および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

6 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度までに基幹相談支援センターを設置することについて目標値を設定します。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするために必要な協議会の体制を確保することについて目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
●基幹相談支援センターの設置	1 か所	国：各市町村で設置 (1 か所設置済)
●協議会における事例検討の実施	実施済	

【参考】国の基本方針

- ・令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、令和8年度末までの障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
●障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組	実施	
●障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施	
●障がい福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施	

【参考】国の基本方針

- ・県および市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ・利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第3章 障がい福祉サービスの見込み

1 訪問系サービス

【サービス内容】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数の支援を包括的にを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間／月	2,252	2,238	2,469	2,660	2,867	3,090
	人／月	138	144	155	167	180	194
重度訪問介護	時間／月	1,846	2,142	2,344	2,578	2,813	3,047
	人／月	8	9	10	11	12	13
同行援護	時間／月	372	391	435	465	495	540
	人／月	24	27	29	31	33	36
行動援護	時間／月	282	283	306	330	353	377
	人／月	12	12	13	14	15	16
重度障がい者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・利用者の増加が見込まれることから、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図るとともに、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう体制の整備に努めます。
- ・サービス内容の周知や情報提供等を行い、新規サービス提供事業者や介護保険サービス提供事業者等の参入の促進を図ります。

2 日中活動系サービス

【サービス内容】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護		人日分／月	4,476	4,544	4,863	5,246	5,650	6,094
		人／月	223	224	241	260	280	302
(うち重度障がい者)		人日分／月	207	230	253	276	299	322
		人／月	9	10	11	12	13	14
自立訓練（機能訓練）		人日分／月	33	41	45	45	45	45
		人／月	2	3	3	3	3	3
自立訓練（生活訓練）		人日分／月	61	86	81	81	81	81
		人／月	4	5	5	5	5	5
就労選択支援＊新規		人日分／月				30	36	45
		人／月				10	12	15
就労移行支援		人日分／月	919	718	731	794	858	921
		人／月	61	43	46	50	54	58
就労継続支援（A型）		人日分／月	1,136	1,151	1,242	1,341	1,439	1,558
		人／月	58	58	63	68	73	79
就労継続支援（B型）		人日分／月	5,360	5,851	6,278	6,773	7,302	7,865
		人／月	316	341	368	397	428	461
就労定着支援		人／月	18	25	27	29	31	33
療養介護		人／月	10	9	10	11	12	13
短期入所（福祉型）		人日分／月	358	395	425	452	493	534
		人／月	26	29	31	33	36	39
(うち重度障がい者)		人日分／月	56	42	42	42	42	42
		人／月	4	3	3	3	3	3
短期入所（医療型）		人日分／月	22	25	24	24	24	24
		人／月	5	5	5	5	5	5
(うち重度障がい者)		人日分／月	22	25	24	24	24	24
		人／月	5	5	5	5	5	5

※人日分＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出のサービス量

※令和3・4年度は実績値、令和5年度は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・利用者のニーズを把握し、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図るとともに、新規事業者とは意見交換や情報共有等を行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の促進に努めます。
- ・近隣市と連携を図りながら情報共有等を行い、適切な事業者の確保に努めます。

3 居住系サービス等

【サービス内容】

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人／月	1	1	1	1	1	1
共同生活援助	人／月	113	136	147	158	170	183
（うち重度障がい者）	人／月	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人／月	129	130	140	151	163	176
地域生活支援拠点等の設置か所数	か所	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の検証 および検討の実施回数	回／年	1	1	1	1	1	1

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域移行の促進に伴うサービス利用に対応できるようサービス提供事業者に対して情報提供を行い、適切な事業者の確保に努めます。
- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、適切な事業者の確保に努めます。

4 相談支援

【サービス内容】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障がい福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人／月	229	219	236	254	274	295
地域移行支援	人／月	0	2	2	2	2	2
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実および新規設置の促進に努めていくとともに、入間市障害者基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の資質の向上に取り組みます。
- ・指定一般相談支援事業者と連携を図りながら、障がい者の意向に沿って着実な地域相談支援の実施に努めます。

第4章 障がい児福祉サービスの見込み

1 障がい児通所支援

【サービス内容】

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分／月	1,016	1,094	1,177	1,269	1,368	1,475
	人／月	133	143	154	166	179	193
医療型児童発達支援	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分／月	3,023	3,290	3,532	3,805	4,099	4,415
	人／月	278	301	324	349	376	405
保育所等訪問支援	人日分／月	14	12	14	15	16	17
	人／月	12	11	12	13	14	15
居宅訪問型児童発達支援	人日分／月	0	0	0	10	10	10
	人／月	0	0	0	1	1	1

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・利用者の増加が見込まれることから、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図るとともに、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう体制の整備に努めます。
- ・心身の発達に遅れ又は障がい児とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、切れ目なく一貫した支援を行う入間市児童発達支援センターういずとの連携強化を図ります。

2 障がい児相談支援

【サービス内容】

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児相談支援	人／月	136	132	142	153	165	178

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい児やその家族等の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定障がい児相談支援事業所の充実および新規設置の促進に努めていくとともに、入間市障害者基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の資質の向上に取り組みます。

3 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービス内容】

サービス名	内容
コーディネーター	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
コーディネーターの配置人数	人／年	5	6	6	7	7	7

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・入間市児童発達支援センターういずや指定特定相談支援事業者と連携を図り、県等の研修への参加を促し、人材の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障がい福祉サービスと併せて実施するものです。障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断をし、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

1 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるため、事業の実施にあたり多くの地域住民が事業に関心を持つよう工夫します。

2 自発的活動支援事業

【事業内容】

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）に対する支援を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保に向けての方策】

- ・特定の者だけが事業に携わるのではなく、多くの障がい者等やその家族、地域住民等が事業に関心・かかわりを持つための工夫に努めます。

3 相談支援事業

【事業内容】

事業名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター等 機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・福祉サービスの利用支援や権利擁護に十分な対応ができるよう、入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、障がい者のニーズを把握し、関係各所と連携することにより障がい者相談支援体制の充実に努めます。

4 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	16	17	18	19	20	22

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用促進に必要な支援を行います。

5 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保に向けての方策】

- ・入間市社会福祉協議会が実施する成年後見制度法人後見支援事業を支援します。

6 意思疎通支援事業

【事業内容】

事業名	内容
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	1,035	1,105	810	920	950	950
手話通訳者設置事業	人／年	5	6	3	5	5	6

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・入間市社会福祉協議会と連携を図りながら、意思疎通支援者の充実と積極的な派遣に努めます。

7 日常生活用具給付事業

【事業内容】

事業名	内容
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件／年	6	9	10	11	12	13
自立生活支援用具	件／年	14	12	13	14	15	16
在宅療養等支援用具	件／年	8	13	14	15	16	17
情報・意思疎通支援用具	件／年	18	20	22	24	26	28
排泄管理支援用具	件／年	3,279	3,170	3,416	3,682	3,968	4,277
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	4	5	5	5	5	5

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・日常生活を容易にするため、必要な人に適切な用具を給付できるよう制度の周知および利用の促進を図ります。

8 移動支援事業

【事業内容】

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	時間／月	11,010	13,817	14,816	15,981	17,146	18,478
	人／月	74	83	89	96	103	111

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者の外出や余暇活動等がスムーズに行われるよう、サービス提供事業者の確保と連携強化に努めます。
- ・サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、サービス提供事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

9 地域活動支援センター事業

【事業内容】

事業名	内容
地域活動支援センター事業	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3	3	2	2
	①人／月	219	195	210	226	244	263
	②人／月	0	0	0	0	0	0

※①は市内施設、②は市外施設の利用者

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者等の地域生活支援を促進するため、サービスが必要な方に適切に給付されるよう事業の周知を行い、利用の促進を図ります。

10 その他の事業（任意事業）

【事業内容】

事業名	内容
福祉ホーム	住居を求めている障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。
更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対し更生訓練費を支給します。
知的障がい者職親委託	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に一定期間知的障がい者を預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳、音声訳その他わかりやすい方法により地域生活を営む上で必要な情報を提供します。
手話通訳者養成講習	障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者を養成するための講習を開催します。
要約筆記者養成講習	障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する要約筆記者を養成するための講習を開催します。
自動車改造助成	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を自ら運転することができるよう改造に要する経費を助成します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉ホーム	か所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	回／年	257	258	278	300	323	348
日中一時支援	人／年	1,437	1,410	1,520	1,638	1,765	1,902
更生訓練費給付	件／年	3	3	3	3	3	3
知的障がい者職親委託	人／年	1	1	1	1	1	1
レクリエーション活動等支援	件／年	0	1	3	3	3	3
点字・声の広報等発行	回／年	12	12	12	12	12	12
手話通訳者養成講習	人／年	0	4	15	15	15	15
要約筆記者養成講習	人／年	0	3	0	5	0	5
自動車改造助成	件／年	0	2	2	2	2	2

※令和3・4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

第6章 その他の見込み

1 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育士等に対する研修の充実に取り組むなど、保育所（園）や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育室）等における障がい児受け入れ体制の整備を図ります。

【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所（園）	利用希望人数／年	11	11	11
	受入可能人数／年	11	11	11
認定こども園	利用希望人数／年	1	1	1
	受入可能人数／年	1	1	1
放課後児童健全育成事業 （学童保育室）	利用希望人数／年	7	8	9
	受入可能人数／年	7	8	9
幼稚園	利用希望人数／年	10	10	10
	受入可能人数／年	10	10	10
特定地域型保育事業 ※1	利用希望人数／年	0	0	0
	受入可能人数／年	0	0	0
認可外（地方単独事業） ※2	利用希望人数／年	-	-	-
	受入可能人数／年	-	-	-

※1 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※2 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

2 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等およびその家族等に対する支援体制を確保します。

【見込量】

内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）および実施者数（支援者）	受講者数 人／年	120	120	120
	実施者数 人／年	6	6	6

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者との重層的な連携による支援体制を構築します。

【見込量】

内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	1	1	1
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	60	60	60
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回／年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人／年	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人／年	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人／年	47	51	55
精神障がい者の自立生活援助	人／年	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練） 【新規】	人／年	1	1	1

4 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援の強化を図る体制を確保します。

【見込量】

内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	—	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人／年	検討中	検討中	検討中
相談支援事業所への指導・助言件数	件／年	250	300	350
相談支援事業所の人材育成の支援件数	件／年	50	60	70
相談機関との連携強化の取組の実施	回／年	10	10	10
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回／年	25	30	35
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新設】	回／年	10	10	10
参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数および実施回数	設置数	2	2	2
	回／年	10	10	10

5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等について、理解を深めるための取組を行い、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていきます。

【見込量】

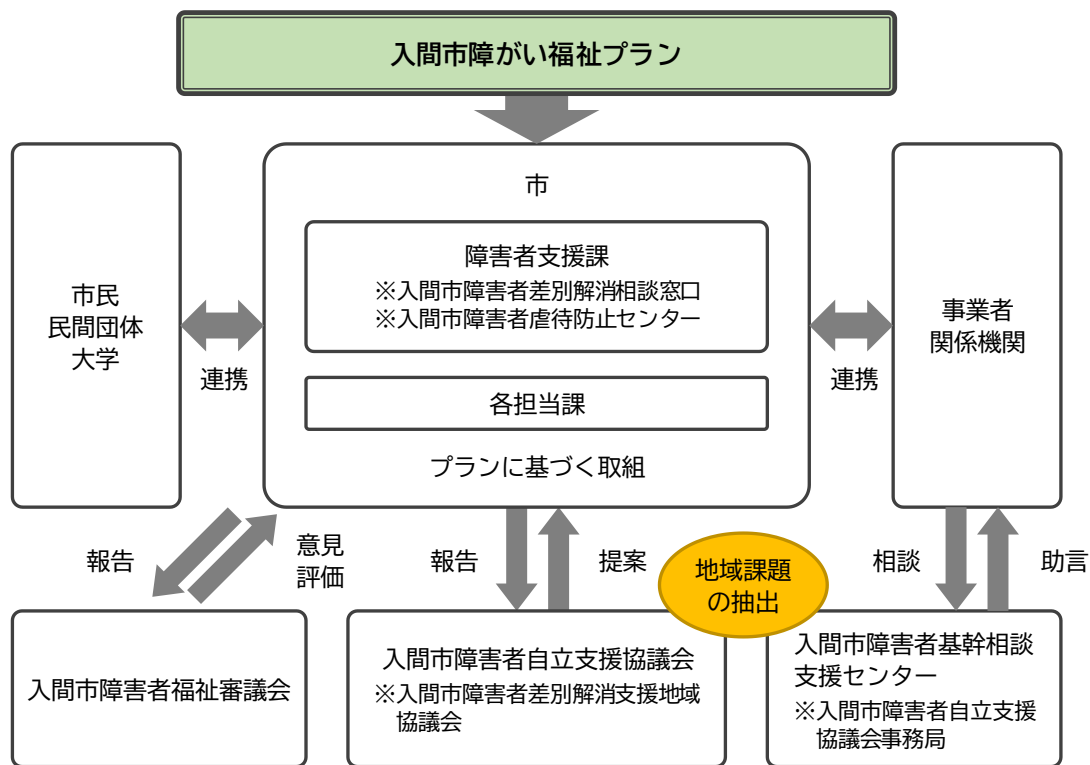
内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	人／年	1	1	1

白紙

第4部 計画の推進に向けて

1 推進体制

本プランを推進するため、民生委員・児童委員、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等の関係者および関係機関との連携を図り、当事者や家族、関係団体等の意見やニーズの把握に努め、それらに配慮しつつ施策の推進に当たります。



※障害者支援課は、入間市障害者差別解消相談窓口・入間市障害者虐待防止センターの役割を有しています。

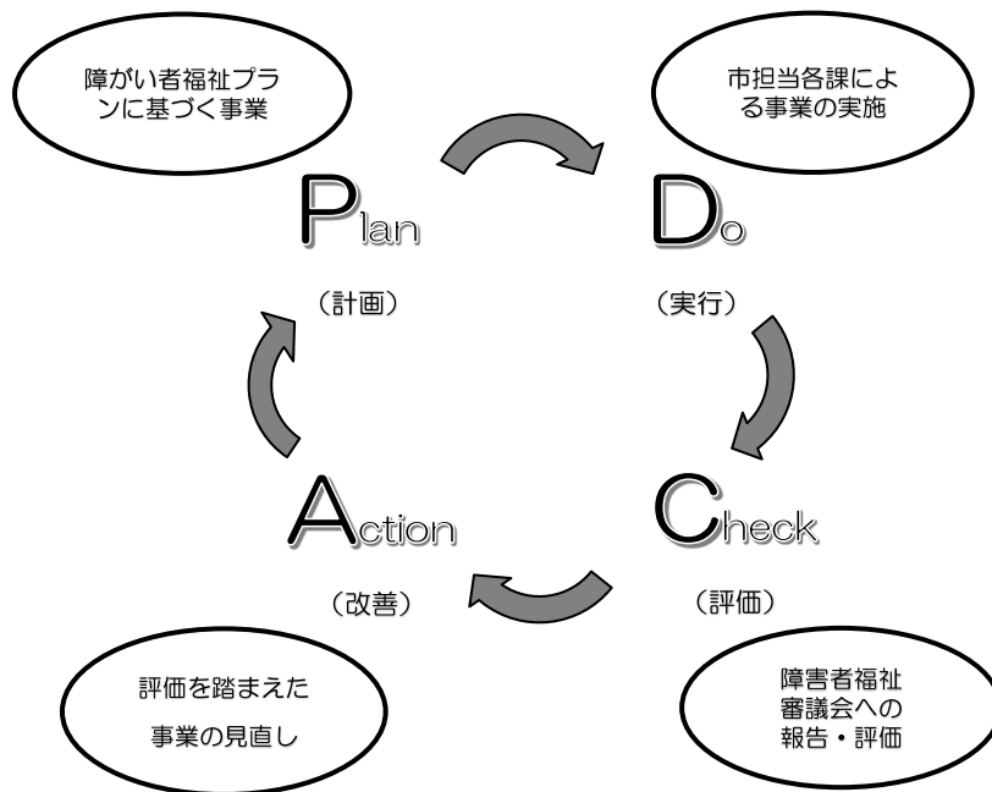
※入間市障害者自立支援協議会は、入間市障害者差別解消支援地域協議会の役割を有しています。

※入間市障害者基幹相談支援センターは、入間市障害者自立支援協議会事務局の役割を有しています。

2 進行管理

本プランの推進にあたり、年度ごとに進捗状況を調査・把握し、入間市障害者福祉審議会に報告、課題・問題点の確認等を行い、それらを次年度の事業に反映させることとします。

また、次期障がい者福祉プラン策定前に市民意識調査を行い、進捗状況を評価し、次期プラン策定につなげます。



白紙

第5部 資料編

1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日

条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(平13条例3・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平13条例3・平20条例9・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13条例3・一部改正)

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(平5条例23・平13条例12・平28条例27・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成5年条例第23号)抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(平成13年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後の入間市障害者福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成28年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	備 考
1	◎今井 英雄	知識経験者
2	○荻野 亨	公募委員
3	黒古 次男	公募委員
4	磯田 英穂	公募委員
5	田邊 仁	入間市身体障害者福祉会
6	川野 志保	入間市手をつなぐ親の会
7	森田 秀子	入間市聴覚障害者の会
8	岡内 藤雄	入間市聴覚障害者の会
9	田中 智子	朗読ボランティアグループはづき
10	金平 里美	社会福祉法人創和
11	西尾 敦子	社会福祉法人羽搏会こうのとり
12	富田 千代	入間市民生委員・児童委員協議会
13	横田 修	入間市社会福祉協議会
14	粕谷 浩史	入間市障害者自立支援協議会
15	岩崎 雅美	知識経験者（東京家政大学）

◎会長、○副会長

(任期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

3 入間市障がい者福祉プラン策定の経過（概要）

日にち	内 容
令和4年10月3日（月）～ 令和4年11月30日（水）	障害者福祉に関するアンケート調査の実施
令和8年5月7日（木）	第1回入間市障害者福祉審議会 ・次期障害者計画の策定について（諮問） ・次期障がい者福祉プランについて （アンケート結果、部会進捗状況等の報告）
令和8年7月14日（火）	第2回入間市障害者福祉審議会 ・次期障がい者福祉プランについて（部会検討事項の報告）
令和8年8月25日（火）	第3回入間市障害者福祉審議会 ・次期障がい者福祉プランについて（意見交換）
令和8年10月5日（月）	第4回入間市障害者福祉審議会 ・次期障がい者福祉プランについて（素案作成）
令和5年11月16日（木）～ 令和5年12月15日（金）	パブリックコメントの実施
令和9年1月13日（水）	第5回入間市障害者福祉審議会 ・次期障がい者福祉プランについて（パブリックコメント意見検討）
令和9年2月10日（木）	第6回入間市障害者福祉審議会 ・次期障がい者福祉プランについて（最終確認）
令和9年2月27日（火）	次期障害者計画の策定について（答申）

4 諮問書

入障第114号

令和5年5月9日

入間市障害者福祉審議会

会長 今井 英雄 様

入間市長 杉島 理一郎

入間市障害者計画の策定について（諮問）

入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

入間市障害者計画の策定について。

2 諮問の趣旨

市では、障害者福祉の向上を図るために、障害者基本法に基づく入間市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく入間市障害福祉計画及び児童福祉法に基づく入間市障害児福祉計画を策定し、3つの計画を合わせたものを入間市障がい者福祉プランとして、3年ごとに見直しを行っています。

現プランが令和5年度を終期としていることから、障害者を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする入間市障がい者福祉プランのうち、入間市障害者計画の策定について、ご審議いただきたく諮問するものです。

5 答申書

令和6年2月27日

入間市長 杉島 理一郎 様

入間市障害者福祉審議会

会長 今井 英雄

入間市障害者計画の策定について（答申）

令和5年5月9日付入障第114号で諮問のあった入間市障害者計画の策定について、当審議会では6回の審議会と各部会を開催し、慎重に検討した結果、別紙のとおり「入間市障がい者福祉プラン ～よりそい 支え 共に歩む いるま～」としてまとめましたので、ここに答申します。

6 用語集

(五十音順)

用語	解説
アウトリーチ	医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むこと。精神障がい者の支援においては、治療中断者や引きこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階から支援を行う手法のこと。
入間市障害者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の相談支援事業所の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。
入間市障害者就労支援センターりぼん	障がい者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関。就職支援や職場定着支援を行う。入間市障害者相談支援センター「りぼん」と同室にあり、生活と就労の一体的な支援を行っている。
入間市障害者自立支援協議会	地域における障がい福祉に携わる方たちによる連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。
入間市障害者相談支援センターりぼん	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談を受ける機関（市庁舎3階に設置）。
インクルーシブ保育・教育	インクルーシブは「包容」とも訳し、障がいのある子どもとそうでない子どもが学校の大半を通常の学級で共に学習すること。障害者権利条約でも言われており、その実践が求められている。文部科学省も「インクルーシブ教育の推進」として取り組んでいる。インクルーシブ保育は、この考えかたを保育の場に移したものの。
入間市児童発達支援センターういず	心身の発達に遅れ又は障がいのある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した社会人へと成長できるよう、切れ目なく一貫した支援を行う施設。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）などの包括的な支援体制。
地域生活支援拠点	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な支援を切れ目なく提供するための拠点。
地域リハビリテーション	高齢者や障がいのある方が、住み慣れた場所で、そこに住む人々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、保健、医療、福祉及び生活に関わるあらゆる人々が、リハビリテーションの立場から行う活動。

用語	解説
避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の改正により使われるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。
福祉避難所	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等一般の避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族を対象とした避難所。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
ペアレント・プログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムのこと。
ペアレント・トレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方等やしかり方等を学ぶこと。

入間市障がい者福祉プラン

入間市障害者計画・入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

発行日 令和9年3月

発 行 埼玉県入間市

編 集 入間市福祉部障害者支援課

〒358-8511

入間市豊岡1丁目16番1号

TEL 04-2964-1111（代表）

E-mail ir313000@city.iruma.lg.jp